

地球社会のためのパートナーシップ・1998

コフィー・アナン
国際連合事務総長

地球社会のための
パートナーシップ

国連活動に関する年次報告
1998



国際連合

発行者：国際連広販局
ニューヨーク, 10017

国連販売番号：E. 99.I.3
ISBN 92-1-100798-4
製版：国際連合、ニューヨーク

目次

序論	1
1. 平和と安全の達成	7
予防	9
平和維持	19
制裁	20
紛争後の平和建設	21
補完的戦略	23
2. 開発のための協力	25
貧困の根絶	28
社会開発	30
持続可能な開発	35
投資と成長の促進	37
よい統治の支援	38
3. 人道的義務の遂行	41
人道活動の調整	42
人道援助の提供	46
難民の援助	48
4. グローバリゼーションへの対応	51
経済的側面	52
環境的側面	54
「非市民」社会	56

5. 国際法秩序の強化	59
人権擁護体制	59
国際法廷	61
国際刑事裁判所	62
6. 変革の管理	64
コミュニケーション文化の創造	64
行政と管理	67
法務	70
プロジェクト・サービス	72
説明責任と監査	74
7. 結論	77

序 論

1. 冷戦の終結からほぼ10年が経過した今でも、新時代の輪郭はよく理解されていない。大国も小国も、新たな責任と新たな制約への対応に苦慮している。予測不可能な思いがけない出来事が、当たり前のように発生するようになった。国際機関に要求されうる新たな役割、より一般的には、国際社会におけるその地位は、依然として不透明であり、時には不安も生じている。まさに、国連憲章の主体となった「連合国の人民」は、慣習や信条、権力や関心の異なる共同体の統一を保つ、新たな方法を模索しているのである。
2. 過去半世紀には、多元主義が大きな成果を達成した。しかし、現状に満足するには、あまりにも多くの声が無視され、あまりにも多くの苦悩が残り、人類の向上を目指す上で、あまりにも多くの追加的機会が無駄にされてきたと言える。これら未達成の課題は、引き続き国連の最優先事項であり続けなければならない。2000年9月に開催予定の千年紀総会(Millennium Assembly)は、全世界の指導者たちに対し、日常の差し迫った関心事項から一步先に目を向け、21世紀に自分たちが思い描き、そして支持していける国連とはどのようなものかを考える、独自の機会を提供するものである。
3. こうした話し合いを促進するために、私は、千年紀総会に対して報告書を提出し、国連が今後、人類の連帯という課題を充足していくための、一連の実際的な目標と制度的手段を加盟国に提案しようと考えている。この報告書は、今から千年紀総会までに数回予定されている、最近の国連会議の再検討に基づくものとなる。

報告書はまた、私が開催を提案している「世界タウン・ミーティング」をはじめ、各国政府、市民社会の主体およびその他の団体も開催している、一連の地球的・地域的公聴会およびセミナーで表明された、さまざまな見解や期待も反映するものとなるう。

4. 私が昨年に着手した、制度改革という「静かな革命」は、冷戦と南北対立の影響により、いくつかの点で沈滞と歪みを生じてきた機構を再活性化し、新時代の極めて複雑で、相互連関を強める流動的な状況に対処する態勢を整えることを目的としていた。私は、現在の国連ファミリーが、1年前に比べて、目的の統一性と努力の一貫性を強めていることを、ある程度の満足をもって断言することができる。新しいチームワークは、国連事務局の内部と、その計画および基金との関係において、もっともよく体现されている。
5. 活動プログラムは、平和と安全、開発協力、国際経済・社会問題、および、人道問題という、4つの中核的分野に体系化されている。第5の分野である人権は、部門横断的な課題に指定されている。各分野について執行委員会が設置され、部門横断的で重複する共通政策課題の調整が行われている。
6. 執行委員会の作業を統合し、国連全体に影響する事項を取り扱うために、各国連本部の指導者からなる閣議型の「上級管理グループ(Senior Management Group)」が設置されている。上級管理グループは週1回会合を開くが、ジュネーブ、ウィーン、ナイロビおよびローマのメンバーは、テレビ会議により参加する。グループが個別の検討事項をより幅広く長期的な観点から検討できるよう、「戦略計画班(Strategic Planning Unit)」が設けられている。加盟国は、副事務総長のポストを創設するという私の提案を承認したが、カナダのルイーズ・フレシェット氏が副事務総長に就任

してからわずか数ヵ月のうちに、事務局の指導力と管理能力を増強する上で、このポストがいかに重要であるかが決定的に証明された。

7. 部局の整理統合により、事務局自体のスリム化も進んでおり、職員のポスト数は1,000人近く削減されて9,000人を切ったほか、予算総額も前年度を下回っている。私が今年前半に招集した人的資源に関するタスクフォースは、私に報告書を提出したところである。私はその勧告について、速やかで決定的な対応を行う所存である。
8. ブレトン・ウッズ機関を含め、国連システム全体の中での生産的協力関係は、行政調整委員会を通じて拡大・深化している。本報告書の中でも、その具体例がいくつか紹介されている。
9. 私はまた、改革プログラムの中で、加盟国が自らの権限下にある多くの制度的慣行について、精緻化あるいは見直しを行うことも勧告した。総会は大枠において、この問題の検討を先延ばしするか、これを第53回総会で継続することを決定した。すべての新規活動について、特定の期限を設けるという提案は、プログラム活動の実効性と、総会自体の監督権限を大幅に強化する比較的簡単な手続ではあるが、これはまだ承認されていない。結果指向の予算システムを採択する提案も、依然として検討中である。このイニシアチブは極めて重要である。国連活動の説明責任と効率をこれ以上に高める措置は他に考えられない。加盟国はまた、「開発勘定(Development Account)」案の詳細についても検討である。これは、事務効率化によって節約された資金を、革新的な開発プロジェクトに投資するための仕組みである。
10. 最後に、国連を再活性化する試みの一環として、私は、国際ビジネス社会との相互に利益となる対話を確立するため、特別の努

力を行っている。財界は、国連の作り出すソフト面でのインフラ、すなわち、スムーズな国際取引に欠かせない規範、基準およびベスト・プラクティスに利益を有している。さらに財界は、平和、人権および開発のための国連活動が、ビジネスチャンスの拡大に必要な安定的基盤の整備に資するものであるとの認識を強めている。一方、国連としては、経済成長の推進に必要な資本、技術およびノウハウを財界が有していること、ならびに、財界の態度と協力の用意が、その他多種多様な目標の達成見通しに大きく影響することを認識している。このように、財界との対話も、市場の拡大と人間の安全は両立できるものであり、また、両立させるべきものであるという、私の信念に基づいている。

11. 財界との関係の構築は、国連と非政府機関の長期的関係の緊密化と並行して行われている。人権あるいは環境の分野でも、開発、人道援助あるいは軍備管理の分野でも、非政府機関は、国別レベルはもとより、場合によっては政策レベルでも、国連にとって欠かせないパートナーである。すなわち国連は、地球的市民社会誕生の証人であるとともに、その当事者でもある。
12. 1997年夏、私の総会に対する改革課題の提案を受けて、タイム・ワーナー社のテッド・ターナー会長は、国連プログラム支援のために、10億ドルという巨額の寄付を表明した。慈善事業の歴史の中で、どんな目的についても、これほどの金額の寄付が行われたことはない。この寄付金を管理するための制度的仕組みも作られ、初回の供与資金約2,200万ドルの割当てが完了している。この初回の割当てによるプロジェクトの大半は、子どもの健康、家族計画およびリプロダクティブ・ヘルス、ならびに、環境および気候変化の分野に関するものであった。事務局内には、資金割当てプロセスを管理し、国連の優先順位との整合性を確保するため、「国

際的パートナーシップのための国連基金 (United Nations Fund for International Partnerships)」が設立されている。

13. この前例を見ない寛大な行為により、世界の社会的弱者と地球の脆弱な生命支持システムのための国連活動に、新たな追加的資金がもたらされた。それだけでなく、この行為は、地球的な市民意識と責任感の萌芽という、まったく新しい現象の表われともいえる。
14. この1年間における地球的な変革のもう一つの兆候として、対人地雷全面禁止条約および国際刑事裁判所規程に関する交渉の終結があげられる。どちらのケースでも、実際に交渉を行ったのは各国政府であり、条約締結に至る中核的な支援を提供したのは、いわゆる同志国グループであった。しかし、どちらの場合にも、地球的な人民の力に新たな発現形態が与えられた。すなわち、人道および人権上の関心に動かされ、インターネットによって結合し、世界的世論の支援を受けた個人と団体が、活発に活動したのである。
15. 私たちが国家共同体として直面する最大の課題の一つは、台頭しつつある社会経済的諸力とグローバリゼーションの形態をよりよく理解し、これを自らのニーズに合うように作り変え、その有害な帰結に効果的な対応を行うことである。地球を一つの村にたとえた議論も盛んである。この村が地球上の私たちすべてにとって、真に望ましい場所となるためには、広く共有された価値観と原則を徹底させ、これを指導原理としなければならない。地球村の警察機能とその他の公共財の提供を強化し、その予測可能性を高めなければならない。また、実際問題として、ダウ平均株価指数と人間開発指数の間に、何らかの関連性を持たせることも必要である。

16. 規模と正当性の観点から見て、これらの目標に貢献する上で、国連よりも適した機関はない。しかし、さらに歩みを進めるためには、余分な荷物を降ろし、新たなビジョンを創造し、新たな目標達成方法を考案する必要がある。私たちは、この変容に不可欠な第一歩を印したが、国連を真に効果的な21世紀の機関とするためには、さらに長い道のりがある。千年紀総会に至る今後2年間において、私は加盟国、市民社会主体、ならびに、その他の関心を有する団体および個人から、今からそこまでに至る最善の道に関し、見解を募る所存である。

1. 平和と安全の達成

17. 幸いなことに、過去12ヶ月間、世界は大規模な地域紛争を経験しなかった。しかし、多くの局地的紛争が続いたほか、新たな紛争も勃発した。その中には、90年代で初めての隣国間の領土紛争となる、エリトリア・エチオピア紛争も含まれている。シエラレオネにおける民選政権の復帰など、国際社会はいくつかの大きな成功を収めたものの、世界の多くの場所で、平和は引き続き不安定なものとなっている。さらに、国連が長期にわたって莫大な資源を費やしたケースも含め、いくつかの地域における和平プロセスは、崩壊の危機に瀕している。
18. 特に懸念すべきは、中東和平プロセスの停滞、アフガニスタンにおける騒乱、コソボ（ユーゴスラビア連邦共和国）における紛争激化、スーダンでの内戦継続、コンゴ民主共和国その他の大湖地域における不安と暴動の継続、および、アンゴラにおける内戦の再燃である。6月26日、私の特使であるアリウン・ブロンダン・ベイ氏がその他7名とともに飛行機事故の犠牲となったことで、アンゴラにおける国連の努力は大きな打撃を受けた。カシミールおよびその他の問題をめぐるインド・パキスタン間の緊張悪化も、キプロスにおける和平プロセスの停滞とともに、大きな心配の種となっている。
19. 1997年後半に「対人地雷の使用、備蓄、生産および移転、ならびに、その破壊に関するオタワ条約(Ottawa Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-personnel Mines and on Their Destruction)」が採択されたことは、過去に類を見ない成果である。1998年7月31日現在、オタ

ワ条約の署名国は128か国、批准国は30か国に上っている。同条約は、来年前半に発効する見込みであるが、いくつかの重要な国が依然として署名に難色を示しているほか、戦争当事者の中には、この野蛮な兵器の使用を続けているものもある。対人地雷が使用されなくなった場所においても、過去に埋設された数百万個の地雷が未処理のまま放置されている。こうした地雷は、今後数十年間にわたり、罪のない男女および子どもを殺傷し続けるものと見られる。

20. 同様に、7月のローマにおける「国際刑事裁判所規程 (Statute of the International Criminal Court)」の採択は、戦争犯罪を処罰・抑止するための長年の努力において、画期的な出来事となったが、これについては、まだ普遍的な承認が得られていない。もっとも楽観的な見通しをもってしても、裁判所がその任務遂行を開始するまでには、数年を要するものと思われる。その間にも、世界各地から憎むべき蛮行の報告が続いており、その犯人が野放しになっているケースも極めて多くなっている。
21. 人類はまた、核による破壊の脅威からも解放されていない。事実、私たちは、この危険を弱めていく上で、非常に重大な時期を迎えている。これまでの成果である「核不拡散条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons)」の無期限延長と、「包括的核実験禁止条約 (Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty)」の調印は今年、インドとパキスタンという2つの未署名国による地下核実験実施の決定により、損なわれかねない事態となった。これにより、両国間の緊張は高まり、世界は核不拡散が既成事実でないことを思い知らされる結果となった。
22. 同様に、化学兵器と生物兵器が与える脅威も深刻である。この点で私は、この1年間において、化学兵器の開発と使用を放棄し

た国が増えた一方で、生物兵器禁止条約が、検証に関する議定書の作成努力を通じ、徐々に強化されていることを報告できて、大変嬉しく思う。しかし、一部の国がかかる兵器を密かに備蓄あるいは開発している可能性は、依然として世界平和に対する大きな脅威となっている。

23. 2月、イラクはその軍縮義務の遵守を拒否する姿勢を見せ、一部の加盟国が遵守強制のための軍事行動を準備する中で、世界は大きな緊張に包まれた。戦争が回避できたのは、国際社会による時宜に適った集団的行動があったからに他ならない。
24. 私とタリク・アジズ副首相が2月23日に署名した「了解覚書 (Memorandum of Understanding)」は、予防外交を体現するものであった。この覚書が完全に履行されれば、国連の創始者たちが意図したとおり、統一的行動によって世界が実際に紛争を予防できることを証明する、価値ある前例が生まれることになる。残念ながら、イラク情勢は依然として解決には程遠いように思われる。

予防

25. 国連憲章第1条は、平和に対する脅威の防止および排除のために、実効性のある集団的措置を求めている。したがって、紛争の防止は、国連のもっとも重大なコミットメントの一つとなるべきものであるが、予防活動に対する重点の置き方は依然として、まったく不十分と言える。多くの犠牲者にとってはすでに手遅れとなってから、紛争の「治療」努力に多大な資源が費やされているのが現状である。

26. 潜在的紛争が暴力へと発展するのを防ぐためには、危機の可能性を秘めた事態の早期警戒、適切な分析、総合的な予防戦略、および、かかる戦略を遂行する政治的意思と資源が必要である。
27. 場合によっては、一国の安全保障に対する外部からの脅威が伝統的に重視されている結果、効果的な予防が実際に妨げられることもある。今日では、自然災害、民族間の緊張状態、人権の侵害など、人間の安全に対するその他多くの脅威も、紛争の源となることが認識されている。局地的紛争の激化により、国際舞台にも影響が及ぶことを防ぐべく、十分な行動をとるためには、社会的正義と物質的豊かさと平和の間の密接な関係も考慮しなければならない。
28. フィールド活動において、国連はすでに、新たな総合的な安全保障の理念を取り入れつつある。選挙支援および公民教育を含め、貧困を緩和し、開発と民主化を促進するための国連の努力は、徐々に包括性と総合性を強めている。これらの努力はすべて、多くの紛争の根本的原因に取り組むものであるため、予防的平和建設と呼ぶこともできる。
29. 人間の安全保障の決定要因に、人間の福祉と安定の前提となる経済的、社会のおよび人道的諸条件が含まれるとすれば、安全保障理事会の役割も拡大すべきではなかろうか。平和と安全に影響する経済・社会開発に、政治的課題と同じエネルギーと真剣さをもって取り組むことなしに、安全保障理事会は予防を例外ではなく標準とすることを本当に期待できるのか。このようなアプローチは、安全保障理事会、総会および経済社会理事会の間、ならびに、すべての国連機関と加盟国の間の、新たな協力形態を示唆するものとなる。
30. 国連憲章には、経済社会理事会が安全保障理事会に対し、その

要請に応じて情報と援助を提供できるとする条項（第65条）があるが、この規定が実際に適用されたことはない。安全保障理事会が、世界の安全に脅威を与える経済的、社会的および人道的危機への対応を迫られるケースが増えている中で、このメカニズムの発動を検討する余地があろう。これにより、経済、社会および人道問題に重点を置いた活動を行う国連機関間のコミュニケーションと調整が改善できる可能性がある。

外交

31. 外交は事実上、国連のあらゆる活動に中心的な役割を担っているため、その貢献はかえって見落とされがちである。これは特に、予防外交が成功した場合に当てはまる。あるTVプロデューサーから、紛争予防の実録映画はどこに行ったら撮影できるのかと問われて、元事務次長の一人が答えたとおり、「映画が撮れるようなら、おそらくその活動は成功していない」のである。事実、マスコミは、紛争が本格化したときだけ関心を向ける場合が多い。そして、このこと自体が、しばしば妥協をより困難にしている。なぜなら、指導者たちは、公に譲歩を行えば、敵対勢力がこれを弱点と受け取ったり、支持者がこれを裏切りと見なしたりすることを恐れるからである。しかし、事態によってこれがやむを得ない場合もある。2月の私のバグダッド訪問は、間違いなく予防外交活動ではあったが、人目につかない形でこれを遂行することは不可能だったであろう。
32. この1年間において国連は、しばしば困難な状況の中で、そして時には危険な状況の中で、慎重を要する平和創造外交を展開し

たが、多くの場合、紛争防止の成功は表面化していない。私は、実際の紛争あるいは潜在的紛争状態について、国連ばかりではなく、広く国際社会の中からも、著名かつ有能な外交官を探し、私の個人代表に任命した。その任務は、情報収集から仲裁まで、幅広い範囲に及んでいる。

33. 国連ミッションは顕著な成果をもたらしてはいるものの、いくつかの紛争においては、戦闘があまりにも激しく、不信も根強いために、どのような巧妙な外交をもってしても、突破口は期待できない。この1年間では、アフガニスタンがそのようなケースに当たる。ニューヨークでの関係8か国グループによる会合、および、国連アフガニスタン特別ミッション(United Nations Special Mission to Afghanistan)による懸命な努力にもかかわらず、アフガニスタンの戦争当事者は、莫大な人道的コストを強いながら、軍事力による勝利を模索し続けたばかりでなく、意義のある対話への参加をことごとく拒んだ。これについて、誠に遺憾ながら、これらの当事者は外部勢力からの援助と後押しを受けている。
34. この1年間における国連のもっとも微妙で困難な外交イニシアチブの多くは、アフリカの紛争地帯で実施された。5月、中部アフリカの大湖地域で暴動が継続する中、私はブルンジとルワンダの指導者に対し、安定的な平和、国民統合および人権尊重を確立するための努力を一層強化するよう促した。
35. コンゴ民主共和国では、当局による非協力と嫌がらせが続いたため、私は今年になって、国連調査チームの撤収を余儀なくされた。私はその後、地域各国の政府に対し、チームの調査結果を認めるよう求めたが、その中では、報告された人権侵害のいくつかは、ジェノサイド罪を構成する可能性も示唆されていた。私はまた、同地域における安定の達成を助けるため、大がかりな国際援

助の必要性にも注意を喚起した。

36. この1年間を通じ、国連は、ブルンジ担当調停官であるムワリム・ジュリアス・ニエレ氏に対する支援を続けた。また、ナイロビに私の代表事務所が設置されたことにより、サブ地域全体における国連の予防行動能力も増大することになる。
37. 懸案の東ティモール問題については、この1年間に実質的な進展が見られた。私が8月ニューヨークで開催したインドネシア・ポルトガル外相会談では、重要な突破口が開かれた。1975年以来はじめて、東ティモール人とインドネシアの間には、合意による紛争解決の明るい兆しが見えている。
38. 今年になって、ブーゲンビル島に、南太平洋地域で初の国連政治ミッションとなる、国連政務事務所(United Nations Political Office)が新設された。この1年間には、中東、南アジア、アンゴラ、カンボジア、キプロス、ソマリアおよび西サハラでも、平和創造という静かな外交が展開されている。
39. おそらく、もっとも難しい種類の予防外交とは、そのまま激化すれば、やがては国際的な平和と安全にとって直接の脅威となりにかねない紛争の予防あるいは解決を目指して、一国内の敵対的政治勢力の和解を図る活動であろう。6月末のナイジェリアに対する私のミッションは、このような目的を持っていた。そのような場合、関係加盟国政府からの招請が、国連の関与に不可欠な前提条件となっている。
40. もう一つの慎重を要するミッションは、私の要請で7月と8月にアルジェリアを訪問した、有識者からなる情報収集パネルである。これは、アルジェリア政府の招請によって可能となったものである。
41. 紛争の原因は通常、地域的あるいは局地的なものであるため、

私は、早期警戒および予防外交について、特に地域機関が重要な役割を担うに相応しいと信じている。このため私は、国連憲章第 章の精神に基づき、地域機関と国連との間で、より合理的で費用効果的な分業体制を備えた、真のパートナーシップの育成を図っている。私は今年、アジスアベバのアフリカ統一機構(OAU)本部に、国連連絡事務所を設置した。私たちはまた、全欧安保協力機構(OSCE)との関係強化も継続した。7月、私は各地域機関の長をニューヨークに招き、紛争防止に関する協力について具体的な改善策を検討する会合を開催した。

42. 国連の地域機関およびサブ地域機関との協力はまた、平和建設、開発および軍縮の間の密接な関係を物語るものでもある。国連は、「中部アフリカの安全保障問題に関する国連常設諮問委員会 (United Nations Standing Advisory Committee on Security Questions in Central Africa)」のメンバーによる、同サブ地域での平和と安全の構築努力を支援している。「国連アジア太平洋地域平和・軍縮センター(United Nations Regional Centre for Peace and Disarmament in Asia and the Pacific)」は、地域の信頼醸成・安全構築措置に関する会合に対して、貴重な話し合いの場を提供している。私は、ロメおよびリマの地域センターを強化する最近の決定が、アフリカおよびラテンアメリカ全体で同様の活動をもたらすものと信じている。

予防展開

43. 平和維持は、紛争防止の貴重なツールとなりうる。一般的に、平和維持軍は通常、停戦合意の条件に基づき、紛争後あるいは紛

争中にのみ展開され、戦闘の再燃を防止することを主たる任務とする。概念的に見れば、紛争の明らかな危険が存在する状況において、その勃発をまず防止する部隊を展開することは、この任務から非常に近い距離にある。残念ながら、予防展開には多くの政治的障害が伴う。概して、紛争当事者、潜在的兵力提供国および安全保障理事会が、平和維持軍展開の有用性あるいは必要性を認識するのは、実際の暴力によって、悲劇的な帰結が生じてしまつてからのことである。

44. しかし、安全保障理事会は1992年後半、予防措置としてマケドニア旧ユーゴスラビア共和国に国連保護軍のプレゼンスを確立するという、前例のない決定を行った。この時に展開された国連予防展開軍（UNPREDEP）は、現在に至るまで、純粋な予防展開を目的とする国連軍の唯一の例となっている。マケドニア旧ユーゴスラビア共和国では、近隣国との間、および、国内の民族集団の間に、大きな緊張状態があるにもかかわらず、これが戦争に発展していないことを考えれば、予防展開軍の実験は成功と言える。この小康状態が継続することは誰も保証できないものの、UNPREDEPのプレゼンスが、国内、および、より幅広い地域全体での緊張緩和にプラスの効果をもたらしていることは間違いない。今年のコソボ危機は、UNPREDEPが安定の維持に果たした死活的な役割をクローズアップすることになった。このため、安全保障理事会は1998年7月21日、私の要請に応じ、UNPREDEPの兵力を増強すること、および、その活動期限を1999年2月28日まで、6ヶ月間延長することを決定したが、私はこれを多としている。

軍縮

45. 私の国連に関するビジョンでは、軍縮が平和と開発の任務のほぼ中心に置かれている。したがって私は、事務次長を長として軍縮局を復活させるという私の決定に対する総会の支持を、大変嬉しく思っている。総会はまた、作業の更新、再活性化およびスリム化を念頭に、軍縮委員会と第1委員会の活動を見直すべきとする、私の勧告にも反応を示した。この作業が完了すれば、国連の軍縮部局に関する改革提案は、完全に実施されたことになる。
46. この分野における国連の本質的な役割は、規範の策定と、軍縮に関する多国間原則の強化・統合にある。しかし、このような原則、規範および手続に関するこの1年間の動向を見ると、事態は必ずしもよい方向には進んでいない。
47. 私たちは、核兵器による危険を緩和する努力において、重大な時期を迎えている。核兵器保有国の数が増えれば、平和と安全に大きな悪影響が及ぶ。したがって、包括的核実験禁止条約とともに、1995年の「核不拡散条約再検討・延長締約国会議(Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons)」で合意された目標が、普遍的に承認されることが極めて重要である。この1年間におけるプラスの動きとしては、核兵器のない世界の創造に関する8か国共同宣言の発表と、軍縮会議における2つのアドホック委員会の設置があげられる。このアドホック委員会のひとつは、非核保有国に対して、核兵器の使用あるいは使用の脅迫を行わないことを保証する、実効的な国際協定に関する合意を目指した交渉を行うものであり、もうひとつの委員会は、核爆発装置用の核分裂物質の製造

禁止を話し合うものである。

48. 核不拡散条約の新たな再検討プロセスもできあがっているほか、すでに2つの核保有国が核実験禁止条約を批准している。この1年間には、アフリカおよび東南アジアにすでに存在している非核地帯を強化し、さらに中央アジアにおける非核地帯の設置を目指す努力も行われた。
49. 国際社会が、核兵器の一層の削減に向けた具体的な措置を講ずることへの期待が高まっている中で、インドとパキスタンによる地下核実験の実施は、極めて遺憾な動きと言える。私は両国に対し、これ以上の核実験を慎み、即座に核実験禁止条約に加入し、核兵器の配備を差し控えるとともに、その兵器開発プログラムと、核兵器搭載可能なミサイルの開発を凍結するよう促した。
50. 特に国家機構が脆弱なサブ地域において、持続可能な平和と開発を実現するためには、市民社会にはびこる小型兵器の流れを食い止める措置を講ずる必要がある。軽量兵器による死傷者の90%が一般市民であると見られるほか、その80%が女性と子どもであるという、衝撃的な数字も残っている。
51. この問題に対するアプローチの一つは、武器の不正取引、および、他の物資密輸とのその関係を監視・統制することについて、世界的なコンセンサスの形成を図ることであろう。近い将来、武器の不正取引の全側面に関する国連会議を開催できれば、このための重要な一歩となろう。1997年には、「火器、弾薬、爆薬およびその他関連物質の不法製造および密輸を防止する米州条約 (Inter-American Convention against the Illicit Manufacturing of and Trafficking in Firearms, Ammunition, Explosives and Other Related Materials)」に署名が行われ、武器規制の分野で不可欠なメカニズムが出来上がった。私はまた、小型兵器の輸出入および製造の

停止に向けた、西アフリカ諸国経済共同体のイニシアチブを歓迎する。

52. 軍縮目標の達成を目指すためには、武器の供給削減努力だけでは不十分であり、その需要を削減することも重要といえる。
53. 「一定の通常兵器に関する条約(Convention on Certain Conventional Weapons)」の修正議定書（地雷の部分的禁止）は1998年12月に、オタワ条約（全面的禁止）は1999年前半に、それぞれ発効する見込みである。できるだけ多くの国がその一方あるいは両方に加入することを確保し、軍縮会議における輸出禁止の交渉を支援することが肝要である。
54. 軍縮局は、武器の回収、処分および破壊、ならびに、元戦闘員の市民社会への再統合という面でも、紛争後の平和建設に重要な役割を果たしている。私たちの努力は常に、紛争の予防と解決、および、暴力を否定する文化の構築を目指す、国連のより幅広い活動の一環として捉えるべきである。
55. 最後に、軍事的事項に関する開放性と透明性の拡大に対するコミットメントを強められれば、低レベル軍縮による信頼醸成と安全の創造に価値のある貢献が得られよう。この関連ではすでに、「国連通常兵器登録制度(United Nations Register of Conventional Arms)」と、軍事費に関する標準的報告システムという、2つの仕組みが確立している。私は、加盟国がその両方への参加を拡大・改善することを期待するとともに、このためにできる限りの援助を行っていく所存である。

平和維持

56. この1年間において、国連の平和維持能力の活用に対する国際社会の躊躇が解け始めた。私はこれを歓迎している。安全保障理事会は、国連中央アフリカ共和国ミッション（MINURCA）と国連シエラレオネ監視団（UNOMSIL）の2つの活動を新たに承認した。
57. 国連の平和維持は、その活動任務の普遍性と幅広い経験を含め、明らかに他では見られない独特の利点を備えている。いつでも、必要とされる限りにおいて、安全保障理事会に新たな平和維持活動を承認する用意があることが周知の事実となれば、国連の紛争防止努力が強化されるばかりでなく、より幅広い平和創造および紛争後の平和建設の試みが助けられることになる。
58. 国連が最初の平和維持活動を創設してから50年を経た現在、全世界でのミッションで国連の旗の下に活動する軍事・警察要員の数は、約1万4,500人に上っている。平和維持活動は、ニーズの変化への適応を続けており、地域機関との協力も、現在では重要な側面となっている。合同展開の決定は、慎重な判断をもって行う必要があるが、このような協力により、現地主体の有する動機づけと知識を、国連という世界機関の持つ正当性、ノウハウおよび資源と結合することができる。
59. 事務局では、平和維持活動局が引き続き、国連の即時対応能力の強化に努めている。この1年間には、国連待機取極システムにかなりの進展が見られており、現在では74の加盟国が、同システムの枠内で10万人以上の要員提供を誓約している。私は特に、アフリカ諸国がこうした動きへの関心を高めていることを歓迎す

る。平和維持活動局は、アフリカの平和維持能力拡充に関し、加盟国との協力を続けている。

60. 待機取極システムの関連で、私は1997年9月、コペンハーゲンの「国連待機軍機動部隊(United Nations Standby Forces High Readiness Brigade)」本部の開所式に出席できたことを、嬉しく思っている。私はまた、緊急展開ミッション本部創設に必要なボストへの資金提供も要請しているが、これに対する反応はまだ得られていない。
61. 大規模な平和維持活動がいくつか終了した結果、フィールド活動中の国連平和維持要員の数は1990年代前半以降、減少してきているが、この1年間において、実施中の国連平和維持活動の数は、実際のところ、15件から17件へと増加している。その地域別内訳は、ヨーロッパが6件、中東が4件、アフリカが4件、アジアが2件、米州が1件となっている。国連はまた、政治問題局の傘下において、グアテマラでの人権・司法改革ミッションを展開中である。

制裁

62. 私はこれまでも、制裁をより焦点を絞った、より効果的な手段とするメカニズムの必要性を強調してきた。したがって私は、一般国民ではなく政権に圧力を加えることにより、人道コストを抑えようとする「賢明な制裁」の理念が、加盟国の間で支持を広げつつあることを歓迎する。シエラレオネの軍事政権とアンゴラのUNITAに対して安全保障理事会が適用した最近の措置を見ても、焦点を絞った制裁に対する関心の増大は明らかである。

63. 強制的措置をカバーする決議を行う際には、人道上の例外と第三国の問題にも対処すべきである。安全保障理事会が確立する制裁体制は通常、人道上の例外を含んではいないものの、一部の人権条約監視機関は、制裁体制に社会的弱者の人権を保護する特別の措置を含める必要性を強調している。経済的、社会的および文化的権利に関する委員会(Committee on Economic, Social and Cultural Rights)は、制裁体制を策定する際に、これらを十分に考慮しなければならないこと、制裁実施期間を通じて、効果的な監視を行わなければならないこと、および、制裁の発動、維持あるいは実施に責任を有する当事者が、対象国内の社会的弱者が不当な苦痛を被らないよう、措置を講ずるべきことを主張している。子どもの権利に関する委員会(Committee on the Rights of the Child)も同様なアプローチを取り、一定の条件下では、制裁が「子どもの権利条約(Convention on the Rights of the Child)」の履行にとって障害となりうることを指摘している。
64. 国際社会は幻想を抱くべきではない。こうした人道・人権政策の目標を、制裁体制の目標と調和させることは、容易でないからである。制裁が強制的ツールであることに違いはなく、その他の強制措置と同様、害が及ぶことは避けられない。制裁措置を課す決定を行う場合、および、その後の成果を評価する場合には、このことに留意すべきである。

紛争後の平和建設

65. 紛争後の平和建設は、政治的なものであるか、法的なものであるか、制度的なものであるか、軍事的なものであるか、人道的な

ものであるか、人権に関連するものであるか、環境的なものであるか、経済・社会的なものであるか、文化的なものであるか、あるいは、人口学的なものであるかにかかわらず、紛争の根本的原因に対処し、持続可能な平和の礎を築くことをねらいとした、総合的・協調的行動からなっている。紛争後の平和建設は、長期的な紛争防止戦略として捉えることができる。紛争の原因は異なるため、和平プロセスを強化し、これを後戻りできないものとするためには、国連の活動をそれぞれの特定の事態に適合させなければならない。紛争後の平和建設に関して言えば、標準的モデルは存在しないのである。

66. 国連の最大の平和建設活動は、グアテマラで行われている。これはもっとも重要な平和建設活動といっても差し支えないが、国連はその他の国々でも平和建設活動に携わっている。例えば、シエラレオネでは、人権侵害の監視と、政府による武装・動員解除の実施に対する支援が行われている。また、リベリアでは、国連が初の平和建設支援事務所を設置している。
67. 国連システムとそのパートナーが、紛争後の平和建設という複雑な課題に効果的に取り組めるようにするため、私は政治問題局を、国連においてこの死活的活動の焦点となるべき「平和と安全に関する執行委員会 (Executive Committee on Peace and Security)」の招集役に指定した。私は、第1委員会が、同様の線に沿って早急にその作業の合理化を図ることを期待する。
68. この1年間における顕著な動きの一つとして、軍事要員撤退を受けて行われる文民警察活動の増大があげられる。このような活動は、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチアおよびハイチで展開されているが、アンゴラなど他の紛争後の状況においても、極めて有用となりうる。この動きは、人権、法律執行およびその他

の機関を設立することにより、恒久的平和の礎を強化する手助けをする上で、平和維持活動が果たしうる役割に対する関心の高まりを反映するものである。

69. 政治面、人道面、開発面あるいは人権面など、紛争の影響を受けた国々に対する外部援助のあらゆる側面を連関させる必要性についても、認識が高まっている。このニーズを充足する上で、援助国政府、受入国政府および非政府機関の参加は不可欠である。行政調整委員会は、新たな戦略的枠組概念の開発を通じ、平和建設戦略の一貫性の強化を図っている。この戦略的枠組は、一貫性と実効性のある総合的政治戦略と援助プログラムの策定に必要な原則、目標および制度的取極を定めている。また、共有の原則と目標に基づき、重要な課題と活動の判別、分析および順位付けを行うための共通ツールも提供されている。戦略的枠組は、政治、人権、人道および開発面を含め、所定の国における主要な国連活動全体を対象としている。

補完的戦略

70. 予防、平和創造、平和維持および紛争後の平和建設という区分が有意義であることに変わりはないが、現在では、ほとんどの活動が複数のカテゴリーを組み合わせたものであるとの認識が広まっている。キプロスおよびグルジアなど、一部の活動では、国連が平和維持と平和創造の両方に積極的に関わっている。その他、シエラレオネやタジキスタンでは、平和維持活動中に平和建設の計画作りが始まっている。こうしたさまざまな活動の組合せは、歓迎すべきものである。この動きは、個別の事態の複雑性、および、

多種多様な安全強化活動を調整する必要性の認識を反映している。

71. 紛争防止の関連で、政治問題局は、早期警戒、予防外交および平和創造に鍵を握る役割を演じている。平和維持と軍縮はともに、紛争の防止に貢献しうる。組織内の役割分担としては、平和維持活動局が主として兵站および実地活動を担当し、軍縮局は、兵器および軍備制限の外交的、法的小および技術的側面に重点を置く。例えば、軍縮局は、地雷を規制あるいは禁止する国際条約に関する交渉を支援する一方で、平和維持活動局は、実際の紛争局面で地雷に対処する活動を担当する。しかし両者とも、全般的な政治戦略の枠内で行動しなければならない。
72. 貧困、悪い統治および人権の蹂躪と暴力的紛争との必然的関連について、私たちの認識はこれまで以上に高まっている。人間の安全に対する脅威を和らげるためには、その根本的原因をより一層注視するだけでなく、さまざまな国連機関間の連携、および、加盟国との協力も強化しなければならない。

2. 開発のための協力

73. 人類の五分之一が1日1ドル以下での生活を強いられ、アフリカ人全体の三分之一が40歳まで生き延びることを期待できない。また開発途上国の女性のほぼ40%が読み書きできず、また、南アジアの5歳児の半分以上が体重不足である。さらに、現在も続くアジアの経済危機により、インドネシアだけでも約5,000万人の人々が再び貧困へと転落しかねないような現代世界において、開発は依然として最大の課題となっている。過去半世紀における経済の拡大は、歴史的にもっとも長期にわたるものの一つであったが、こうした厳しい現実が執拗に引き続いているのである。
74. しかし、開発途上国に対する外部からの援助額は、この10年間に徐々に減少し、現在では先進国全体のGDPの0.22%、その中でももっとも裕福な国を含む主要7か国のGDPの0.19%に過ぎない。しかも、供与資金の用途を指定する援助国が増えており、資金供与国の優先事項と受入国のニーズが必ずしも合致しなくなっている。対外直接投資も、援助の減額を相殺するには至っていない。1997年の投資額は、サハラ以南アフリカ全体について30億ドル、南アジアについて40億ドルにすぎない。その一方で、最貧国の一部を含む多くの開発途上国は、対外累積債務の重圧に苦しんでいる。
75. 国連が供与する開発援助の総額は、年間55億ドル程度にとどまっている。こうした資金的制約にもかかわらず、国連は開発機関として独自の利点を備えている。経済的、社会的および政治的領域を包含する、その包括的な活動権限により、国連は、開発協力に対する部門横断的アプローチを考案・制度化し、緊急援助をよ

り長期的な開発課題と関連づけるだけでなく、和平プロセスおよび国内の政治的和解達成努力と、開発に向けた進歩の間に、相互補完関係を形成することができる。これに加えて、国連の多種多様な制度的役割により、規範的活動から分析的活動、さらには、政策的活動から実地活動に至るまで、開発協力のあらゆる領域を通じて、一貫性のある提言が可能となっている。

76. この一年のうちに始まった私の改革プログラムは、こうした制度的能力に立脚するものであり、開発分野ではすでに、具体的な成果が現れている。1997年前半に設置された「経済・社会問題に関する執行委員会 (Executive Committee on Economic and Social Affairs)」は、その構成主体によるあらゆる経済、社会および関連活動の政策的の一貫性の向上を図っている。経済・社会問題局が議長を務めるこの委員会は、関連する事務局ユニット、地域委員会、国連大学および適切な国連研究機関から構成されている。
77. 執行委員会は、数多くの部門横断的課題に取り組んでいる。例えば、委員会は、開発勘定の活用に関する提案を作成し、加盟国の検討を仰いでいるほか、国連および全世界の非国連機関によって作成・利用される開発指標を合理化し、その意味と解釈の一貫性を保つための長期的プロジェクトを発足させている。委員会はまた、社会・経済分野のあらゆる重要な報告書の見直しを委託するとともに、国連開発グループ (United Nations Development Group) との間で、開発分野での規範的活動と実地活動の関連づけに関する協力を開始した。さらに、国連人権高等弁務官事務所およびその他の国連主体との間でも、開発の権利の概念に具体的な中身を与えるための協力が行われている。
78. 国連開発計画 (UNDP)、国連児童基金 (ユニセフ)、国連人口基金 (UNFPA)、世界食糧計画 (WFP)、および、その他関連す

る活動主体からなる国連開発グループは、開発協力問題に関する合同の政策策定および意思決定を促進するものである。新たな管理ツールは、協力関係と手続の整合性を向上させている。

79. 「国連開発援助枠組(United Nations Development Assistance Framework)」は、国別レベルにおけるもっとも顕著な革新といえる。国連駐在調整官の指導の下、国連国別チームが共同で、各国政府との密接な協力により策定したこの開発援助枠組は、国連の世界会議で合意された目標、および、各国の優先的開発課題を達成する上で、新たな戦略的アプローチをもたらすとともに、貧困根絶の多くの側面に対する総合的な取り組みを可能にしている。1年前、国連開発グループは、18カ国でこのプロセスの試験段階を開始したが、うち2カ国については、開発援助枠組と世界銀行の国別援助戦略の交流により、両者間の戦略的パートナーシップの形成が図られている。現在は、試験プロジェクトの評価が行われているところであり、ここで得られた教訓は、今後の開発援助枠組のプロセスに生かされることになっている。
80. 開発グループは、UNDPが資金提供と管理を行う駐在調整官制度を強化している。より幅広い国連システムから任命される駐在調整官と、女性の駐在調整官の数を増大させることを目的に、新たな選任手続も確立されている。
81. 国別レベルにおいて、国連のあらゆる計画、基金および広報センターを1カ所に集める「国連ハウス(United Nations House)」の設置は、国連職員の間での共同体意識と共通の目的意識の向上に貢献する一方で、作業効率を高め、さらに、場合によってはコストの削減をもたらしている。1997年には、レバノン、レソト、マレーシアおよび南アフリカで、国連ハウスの正式な指定が行われている。近い将来、さらに30カ所の共有建物が国連ハウスに指定さ

れる予定である。

82. 持続可能な開発、紛争後の平和建設、緊急援助活動、人道援助と開発協力の関連づけ、人権の推進などの問題については、平和と安全、経済・社会問題および人道問題に関する各執行委員会間の協力が拡充されている。
83. これらの制度的革新は、開発パートナーとしての国連に依存する各国政府のニーズ充足を改善させている。

貧困の根絶

84. 1995年の世界社会開発サミットをはじめとする、1990年代の主要世界会議の成果を踏まえ、国連は貧困の根絶を、その活動の部門横断的な中心目標に据えている。1998年5月、すべての国連主体の最高責任者からなる行政調整委員会は、国連システム全体として貧困根絶のための行動に取り組むことを誓約するという声明を採択した。その主たる目的は、ブレトン・ウッズ機関を含め、国連システムの諸要素間の調整と協力の強化を図り、貧困対策のあらゆる主要な側面に取り組む共通戦略に合意することである。
85. この1年間において、国連は約100か国に対し、国内貧困対策プログラムの準備、策定あるいは実施に関する援助を提供した。既存の戦略の再検討により、いくつか改善の必要な分野が明らかになった。例えば、従来型の社会部門および福祉アプローチから、貧困対策の対象範囲を拡大すること、生産的資産に対するアクセスなど、不可欠な問題に取り組むこと、国家、市民社会および民間部門間で、より幅広い参加による対話を促進すること、ならびに、資源に乏しいコミュニティと資産に乏しい世帯を対象を絞

ることが必要とされている。

86. 現在、UNDPの資金の多く（全体の26%程度）が直接、貧困の軽減に利用されている。UNDPの提供する援助としては、貧困分布地図作成に対する支援、各国の貧困軽減能力の評価、国内目標の設定、公的支出の見直し、政策、行政機構および手続の見直し、ならびに、資源の動員があげられる。
87. 貧困の根絶には、社会部門に焦点を絞ることが必要であるとの信念の下、国連はUNDP、国連教育科学文化機関（UNESCO）、UNFPA、ユニセフおよび世界保健機関（WHO）が1994年に共同で発足させた、いわゆる20/20イニシアチブの実施に、高い優先度を置いている。このイニシアチブでは、各国政府と外部のドナーがそれぞれ、予算の20%を基礎的社会サービスに割り当てることが提案されている。ユニセフとUNDPは、国別レベルの社会部門支出の見直しに対する支援を増大させている。
88. 貧困の根絶を達成するためには、貧困の女性化の流れを反転させることも必要である。このため、国連婦人開発基金（UNIFEM）は、女性の経済的パフォーマンスを向上させるための試験プロジェクトを支援している。また、女性の信用、訓練および科学技術へのアクセスを改善し、その所得創出活動を拡充させる努力に対しても、支援が提供されている。UNIFEMは、小口融資機関の政策およびプログラムが、ジェンダー問題を考慮することを確保する上で、先駆的な促進任務を果たしている。UNIFEMのプログラムは、女性の組織および経営者団体の経済問題に関する交渉能力を高め、女性に経済情報資料を提供することにより、女性のエンパワーメントという課題に取り組んでいる。
89. 貧困は飢餓の主因であるが、この飢餓がまた、貧困の世代間連鎖を引き起こし、これを永続させる。飢餓の緩和は、この悪しき

連鎖を断ち切るための第一歩である。1997年、WFPはその開発食糧援助の93%を、食糧不足を抱える低所得国のもっとも貧しいコミュニティおよび世帯に割り当てているが、このうちの半分以上が、後発開発途上国に対するものである。WFPのプロジェクトは、飢餓に苦しむ貧困層に対し、自活と主流の開発プログラムへの効果的参加を可能にするような生存レベルの確保を図っている。

90. 世界食糧計画はまた、アフリカ22か国、アジア8か国およびラテンアメリカ2か国で、「脆弱性評価地図作成(vulnerability assessment mapping)」を実施している。この作業は、貧困および食糧不安の地理的分布を明らかにし、その根本原因と適切なプログラム対応の確認を助けるものである。貧困層の食糧に対する継続的アクセスを確保するため、WFPはその開発資金の60%程度を、女性に直接割り当てるとともに、食糧配給の管理と意思決定に女性を関与させている。
91. 貧困対策戦略の中核的要素に人権と人間の尊厳の尊重を含め、最貧困層の地域社会における意思決定プロセスへの参加を確保するために、重要な措置が講じられている。人権委員会は最近の会期で、人権の推進・保護と極端な飢餓の間の関係を評価する独立専門家を任命した。国連人権高等弁務官事務所は、国連システムの内部で、開発と民主主義と人権間の本質的連関に対する理解を高める活動を強力に支援している。

社会開発

92. 社会開発の分野では、多種多様な規範的・政策的活動が実施さ

れている。1995年の世界サミットで達成された合意の実施状況評価については、2000年の再検討会議に向けた準備作業が始まっている。UNDPは、世界サミットの目標実現に向けた進捗状況と課題をまとめた「世界貧困報告(World Poverty Report)」の最終版を作成した。

93. 総会は1999年を「国際高齢者年(International Year of Older Persons)」に指定した。これにより国連は、高齢者の地域社会への参加が拡大されることを期待している。若年層について、国連は1998年8月、ポルトガルのブラガにおいて、ポルトガル国民青少年協議会との共催により、第3回「世界青少年フォーラム(World Youth Forum)」を招集したほか、リスボンではポルトガル政府が、国連との協力により、「世界青少年担当閣僚会議(World Conference of Ministers Responsible for Youth)」を主催した。国連はまた、障害者の社会参加を促進する活動も行っている。このための立法あるいはプログラムを策定している国は、約70か国に上っている。
94. 健康と死亡率、および、その開発との関連は、人口開発委員会(Commission on Population and Development)の第31会期の特別テーマとなった。同委員会は、死亡率に関するデータの信頼性向上と改善、一部の国の成人について見られる死亡率上昇の原因を判定するための、国内・国際レベルでの行動、および、死亡率低減と健康増進のための努力強化を求めた。また、1999年6月30日から7月2日にかけて開催予定の、国際人口開発会議フォローアップ特別総会についても、準備作業が進められている。
95. 女性にとっての平等の欠如と、その人権の侵害は、開発、民主主義および平和の進展にとって、引き続き大きな障害となっている。2000年6月には、ナイロビと北京の世界女性会議で決定され

た事項の実施状況について、国連総会がハイレベルでの再検討を行うことになっているが、このための準備作業はすでに始まっている。2000年までに「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women)」の普遍的批准を図るという目標を達成し、その執行メカニズムを強化するためには、協調的な努力が必要である。

96. 活動レベルにおいて、ユニセフとそのパートナーは、数百万人の子どもがマラリアと栄養失調で苦しんでいること、兵士として徴用されたり、危険あるいは搾取的な作業に使われている子どもの窮状、女兒および若い女性に対する差別と暴力、妊娠・出産関連の原因で、毎年ほぼ60万人の少女および女性が不必要に命を失っていること、HIV/AIDSが若者に対して猛威を振っていること、青少年のニーズの多くが充足されていないこと、貧富の格差が拡大していることなど、子どもに影響する問題に対し、世界的な注意を集めることに貢献している。
97. この1年間において、ユニセフは、子どもと家族に関連する問題への地域社会の関与を強化することに、いっそうの注意を傾けた。このことは、女子の入学・就学者数の増大に大きく貢献した。乳幼児だけでなく、青少年も対象とできるよう、ユニセフプログラムの拡大が図られている。
98. 意思決定者に信頼できる情報が届けられれば、子どもと女性を支援する行動の可能性と実効性が高まる。このため、ユニセフはその他いくつかの国連機関と協力し、低コストかつ迅速で信頼できる世帯調査方法、多指標クラスター調査、子どもに関する進歩を各国が追跡する能力を養成するための技術などを開発している。これらの調査は現在まで、60か国で実施されている。

99. UNFPAは1997年、その資金全体のおよそ85%を、主として最貧困層および最弱者層を対象とする基礎的社会サービスに配分した。重要な活動としては、性教育およびリプロダクティブ・ヘルス教育、青少年のリプロダクティブ・ヘルス行動の改善と各国およびサブ地域の状況に応じたその調整、妊産婦死亡率低減のための支援提供、難民に対する緊急援助の提供、ならびに、132か国におけるHIV/AIDS予防活動の支援があげられる。UNFPAの資金はまた、人口・開発戦略およびアドボカシー活動の支援にも用いられている。同基金の中核的プログラム分野における進展、実績およびインパクトの測定を助けるため、一連の指標が開発されている。これは、基金の活動の実効性を測定する上で、重要な第一歩となるものである。
100. ジェンダー問題は引き続き、UNFPAが支援するあらゆるプログラムの全般的関心事項となっている。国連人間居住センター（ハビタット）も、男女の平等に関心を有しており、住宅、土地および信用、ならびに、より幅広い意味で、人間の居住環境管理に関する意思決定プロセスへの衡平なアクセスを促進している。教育とアドボカシーを通じ、UNFPAは、政府・非政府領域における女性の指導能力の強化に貢献するとともに、女性団体に対し、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の実施を監視・促進するための訓練を施している。
101. 国連は、事務局の内部でも、男女平等の達成という任務に積極的に取り組んでいる。専門職における女性の割合の増大については、進展が見られている。事実、上級職（D-2）レベルでは、女性の割合が16%から22%に増加した。総会の要求に従い、専門職の男女の割合を半分ずつにすることについて、上級管理職の責任を明らかにするため、いっそう厳格な制度が導入されている。

102. 国連エイズ合同計画（UNAIDS）は、技術的に健全かつ最新の分析に基づくアドボカシーを通じ、HIV/AIDSの予防と治療に対する世界的なコミットメントと政治的支援の構築を図っている。UNAIDSは今年6月、第12回世界エイズ会議に先立ち、『地球のHIV/AIDS禍に関する報告書(Report on the Global HIV/AIDS Epidemic)』最新号を発行した。UNAIDSはまた、各国および地域社会レベルにおける最善でもっとも効果的な慣行へのアクセス、および、その利用の改善を支援している。同計画は、その他の機関との共同計画策定およびプログラム調整、ならびに、受入国および市民社会主体とのパートナーシップ形成を、大きく進展させている。逆説的ではあるが、これと同時に、世界のほとんどの地域ではHIVの爆発的蔓延が続いており、富める国と貧しい国の間の予防格差は広がっている。その結果、一部の開発途上国では、出生時の平均余命が工業化開始以降の最低水準に落ち込んでおり、幼児死亡率の改善がかき消されてしまっている。
103. 全世界のHIV/AIDS感染者の実に三分の二が、アフリカのサハラ砂漠以南地域に集中している。人間的な意味での悲劇的な代償に加え、すでに酷使されている保健・社会施設の負担は膨大なものとなっている。若者と働き盛りの人々に感染者が集中していることで、直接的経済コストがいっそう大きくなるばかりでなく、社会が利用できる才能の蓄積がさらに目減りしている。
104. 1997年の時点で、HIV関連の原因による死者は全世界で約1,200万人、HIV/AIDS感染者は3,000万人、新規感染者は580万人（一日約1万6,000人のペース）に上っている。多くの先進国では、「エイズ危機」は終焉したとの認識が広がっていることを考えれば、こうした数字はいっそう深刻さの度合いを増すことになる。過去2年間、先進諸国においては、複合抗レトロウィルス剤の使

用が広まっているが、これらは非常に高価で、服用方法も難しいため、開発途上国および経済体制移行国のHIV感染者の大半にとっては、手の届かないものとなっている。

105. タイとウガンダの例は、強力な予防プログラムによって、HIVの感染が食い止められることを示している。ウガンダでは、HIVの感染率が四分の一以上も低下しているが、タイでもほぼ15%の感染率低下が見られている。この低下のペースは、先進国と比べた場合でも遜色のないものである。HIVの破壊的な影響を回避する最善の方法は、究極的には新規感染の防止であり、その成功いかんは、実証済みの予防方法を慎重に組み合わせて利用することにかかっている。こうした方法の中には、政治的資本という点で極めて高いコストを伴うものもあるが、貧困対策における前進をHIVの蔓延によって損なわないようにするためには、これらが不可欠といえる。

持続可能な開発

106. 少なくとも1992年の国連環境開発会議で「アジェンダ21」が採択されて以来、環境の保護・再生と開発および貧困根絶の間の相互補完的關係が強調されている。この関係は、1992年以降に達成された進歩の評価のために1997年6月に開催された特別総会でも、再確認されている。行政調整委員会は、合意された政策措置を、特に国別レベルでの国連システムの活動へと具体化するための措置を講じている。
107. 1997年の京都会議（国連気候変動枠組条約第3回締約国会議）のフォローアップとして、UNDPと地球環境基金は、国別状況報

告書の作成について、約100カ国の開発途上国を支援している。この総額220万ドルに及ぶプロジェクトに対しては、すでにドナーから120万ドルの拠出が行われている。同プロジェクトは、この重要な世界的課題への対応を可能にする立法制定の促進を図るものである。プロジェクトはまた、南南関係の強化を通じ、開発途上国間の情報と知識の交換も促進する予定である。UNDPは、総額3,000万ドルを超える、一連の気候変動対策環境整備活動プロジェクトを実施中であるが、このイニシアチブはそのうち最新のものである。UNDPは、エネルギーと環境に関する報告書『リオ以後のエネルギー：見通しと課題(Energy after Rio: Prospects and Challenges)』を発行しているが、この中には、「アジェンダ21」の目標達成に必要な、持続可能なエネルギー戦略の分析も提示されている。

108. 今日の都市人口は世界人口の半分に達しており、この割合は2025年までに三分の二に増大すると見られることから、地球の持続的開発はこれまで以上に、都市問題に関する私たちの理解、および、このための効果的対策を策定・実施する能力にかかってくる。1996年の国連人間居住会議（ハビタット ）で採択された「ハビタット課題(Habitat Agenda)」は、この努力に関する戦略的指針を提供している。その中で認識されているとおり、地球的環境課題の達成いかんは、都市問題への効果的な対策にかかっている。
109. ハビタットと国連環境計画（UNEP）の共同作業となる「持続的な都市プログラム(Sustainable Cities Programme)」は、能力建設とネットワーク作りを通じて、市および全国レベルでの都市管理を支援している。このプログラムは、20カ所以上の都市で活動を行っており、これによって作成された一連の政策指針は、多く

の国で利用されている。ハピタットはまた、都市環境の改善を目指す都市と国際プログラムの地球的ネットワーク「都市環境フォーラム」の事務局も務めている。

投資と成長の促進

110. 国際社会の重要課題の一つに、最貧開発途上国、特に後発開発途上国に対し、より効果的で恩恵をもたらす形での世界経済への統合を可能にする能力建設のために、支援を提供することがあげられる。このプロセスを推進するためには、債務軽減、追加的援助、貿易機会の増大および交易条件の改善が必要である。
111. アフリカの開発は引き続き最優先事項である。私はこの4月、安全保障理事会に対し、アフリカにおける恒久的平和と持続可能な開発を促進するという課題に取り組む、重要な報告書を提出した。私は、紛争の続発と低開発に悩むアフリカ諸国の指導者たちに対し、よい統治を実践し、経済改革を制度化することなどにより、投資誘致の環境を整備するよう促した。また国際社会に対し、最貧国の公的二国間債務の残額をすべて無償資金援助に切り替えることで、応分の負担を行うとともに、重債務貧困国については、多国間資金援助へのアクセス条件を緩和するよう求めた。
112. 一部の国々が世界経済からますます疎外されていることは、国連にとって大きな懸念となっている。このような国々は、一次産品への依存度が高いという特徴を持っている。世界貿易における一次産品の重要性が低下していることにより、製品価格に対する一次産品価格の相対的低下は、今後も続いていくものと見られる。したがって、経済の多角化を成功させない限り、これらの国々の

相対的地位は低下を続ける可能性が高い。商品多角化、リスク管理、電子取引などの問題について国連貿易開発会議が行った政策分析は、開発途上国の中小企業に対し、その国際市場への参加を多様化させる新たな方策を提示している。

113. UNIFEMは、貿易・投資部門への女性の参加を促進している。アフリカ、アジアおよびラテンアメリカにおいては今年、貿易自由化の女性労働者への影響に関する調査が行われている。さらに、女性の換金作物生産者については、協同組合を結成し、その所得と国際経済における交渉の立場を改善するための支援が提供されている。

よい統治の支援

114. よい統治はおそらく、貧困の根絶と開発の促進にとって、もっとも重要な要因であろう。よい統治とは、市民が正当と認める機能的で責任ある政治、司法および行政制度の創設を意味するものであり、これを通じて市民は、自らの生活に影響する決定に参加し、力をつけることができる。よい統治はまた、人権と一般的法原則の尊重も必要とする。よい統治の支援は、国連の開発関連活動において、ますます重要な要素となっている。
115. UNDPのよい統治に対する支援は、議会、選挙機関および司法機関の強化に重点を置いている。ユニセフは、「児童の権利に関する条約」にしたがった国内法の改正、議員および法律執行官の訓練、および、子どもの権利一般の国家政治・法律機構への組入れについて、支援を行っている。
116. よい統治は、国連薬物統制・犯罪防止室(United Nations Office

for Drug Control and Crime Prevention)の作業と不可分の一体をなしている。各国の司法・法律執行制度を強化しなければ、薬物と密売組織のない世界は実現しない。フィールド・レベルで同室は、不法薬物の需要と生産の削減努力を支援し、薬物密売の取締りを担当する法律執行機関に技術援助を提供している。例えば、同室がバルバドスのブリッジタウンで招集した「カリブ調整機構 (Caribbean Coordination Mechanism)」会合では、海事協力、立法の整合性および効果的なマネー・ローンダリング対策の策定を含め、カリブ地域における薬物統制協力を強化する方法が模索された。

117. 特に、国内司法制度と政策枠組の強化を通じ、よい統治を支援することは、リプロダクティブ・ヘルスと男女平等の推進にも不可欠である。この1年間において、UNFPAはこれを目的に、各国政府に援助を提供するとともに、ワークショップおよびアドボカシーの後援を行った。
118. よい統治に対するWFPの貢献は、貧困世帯および危機の影響を受けた世帯の食糧へのアクセスを改善することを目的に、地域社会レベルの能力建設を重視したものとなっている。このための主な手段は、食糧に対する権利を基本的人権として取り扱うべきとするアドボカシーであるが、その成果は、女性のエンパワーメントとも密接にかかわり合っている。
119. 経済・社会問題局は、統治と行政に関する基礎データの収集・配布により、加盟国における政策と長期的戦略の策定を援助することを優先課題としている。同局はまた、公共部門改革の分野における実務および政策に関する情報交換も促進している。
120. 信頼できる選挙は、よい統治と民主化プロセスの中核的な構成要素である。この1年間において国連は、選挙支援の提供と、選

挙プロセスの管理改善に向けた国内制度強化に対する支援を継続した。1997年8月以降、国連はアルメニア、カメルーン、中央アフリカ共和国、エルサルバドル、赤道ギニア、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、レソト、モーリシャス、ニカラグア、スワジランド、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国およびトーゴから、長期および短期の選挙支援要請を受けた。国連はまた、1998年7月26日に行われたカンボジア国民議会選挙の国際監視の調整・支援にも貢献している。

121. 特に、もっとも大きな必要性を抱える国において、経済・社会開発を推進するという私たちの誓約を守ることは、ますます難しい課題となっている。任務が拡大する一方で、資源が目減りしているからである。幅広い国連機関ファミリーの内部で、さまざまな要素の効果的な協力を図ることは、絶対に欠かせない条件であり、私たちは決意をもって、これを追求する所存である。また、私たちの目標の達成には、加盟国からの強力な支援も必要となるう。

3. 人道的義務の遂行

122. この1年間、人道的分野においては、厳しい資金面での制約にもかかわらず、具体的な成果が見られている。国連は、可能な限り十分かつ迅速な人道援助の提供を続けただけでなく、複合的な緊急事態に直面した一般市民の窮状に対処する、より高度な方法を発見し、このためにできるだけ早く国際社会の資源を動員する上で、主たる触媒としての役割を果たしている。
123. 残念なことに、この1年間においては、いくつかの国で人道原則の無視が広がっている。子どもや女性をはじめとする、援助を必要とする一般市民が人道支援を受ける権利は、国際人道法に明記されている。にもかかわらず、人道援助機関は必要な人々に対するアクセスを拒否され、また一般市民に対する意図的な攻撃も続いている。紛争当事者は、一般市民を恐怖に陥れ、特定地域からの退避を余儀なくさせている。異なる民族あるいは宗教集団の間の憎悪と猜疑心は、派閥指導者が統制するメディアによって深められている。罪のない紛争犠牲者に対する援助活動員の支援は、武装集団の政治的目標を脅かすものとされ、これらの人々が暴力の対象となるケースも増えている。この痛手は大きく、この1年では、死亡した国連職員のうち、文民要員の数が軍事要員をはじめて上回った。私は、フィールド活動員の死活的任務の遂行を可能にしながら、その安全をどのように改善できるかにつき、報告書の作成を要請した。
124. この1年は、生命を脅かす生態学的災害が多く発生した年でもあった。エルニーニョ現象、ブラジルとインドネシアの森林火災、スーダンでの干ばつ再来、パプア・ニューギニアの津波などの大

災害は、数千人の人々の生活を破壊した。このような事例は、世界の多くの場所在環境的な天災および人災に脆いことを、国際社会に思い知らせることとなった。このような災害の人的帰結はあまりにも大きいため、各国政府が独力でこれに対処するのを期待できないことも多い。

125. 1998年7月、経済社会理事会は初めて、通常会期で人道問題について特別の協議を行い、国際人道法・原則を尊重することの重要性を再確認し、人道問題調整室の活動に支持を表明するとともに、今後の優先分野に関する特定の目標を設定した。

人道活動の調整

126. 人道問題担当事務次長 / 緊急援助調整官を長として新設された「人道問題調整室(Office for the Coordination of Humanitarian Affairs)」は、政策の開発と調整、人道的アドボカシー、および、人道活動の調整という、3つの中心的機能に重点を置いている。実施活動機能は、旧人道問題局から、国連システムのその他の部局に移転されている。緊急援助調整官を議長として新設された「人道問題に関する執行委員会(Executive Committee on Humanitarian Affairs)」は、事務局の関連部局(人道問題調整室、政治問題局、平和維持活動局および国連人権高等弁務官事務所)と国連人道援助機関の代表を毎月招集し、国連の人道政策上の関心事項に取り組んでいる。
127. すべての主要人道援助機関から構成される「機関間常設委員会(Inter-Agency Standing Committee)」は、人道援助活動調整のための一義的機構としての役割を、さらに強化している。常設委員

会は、人権と人道活動の連関、経済制裁の人的帰結などの問題に関し、政策指針を確立した。委員会はまた、世界的データベースの設置を含め、国内避難民を支援する国連機関と非政府機関のイニシアチブ調整においても、積極的な役割を果たしている。

128. 政策開発は、人道問題調整室の三つある中心的機能の一つとなっている。人道活動は、政治、社会および環境に対して、重要な影響を及ぼしうる。同局は、アフガニスタンでの「戦略枠組 (strategic framework)」アプローチなどにより、複合的な危機への対応の一貫性と総合性の向上を図る継続的努力に貢献している。同局はまた、国連憲章、人権、および、危機下にある国々でのあらゆる国連活動に適用される国際人道法に基づき、明確に定義された原則を策定している。
129. 人道援助プログラムと人権プログラムの間には、協力の機会が数多く存在する。例えば、人道機関と人権機関が利用できる豊かな情報は、国連の早期警戒能力向上の一助となることで、人道その他の援助に対するニーズの判別を改善し、人権プログラムの各国情勢への対応力を高めている。
130. 国際社会の中では、経済制裁が対象国一般国民の社会的弱者層に及ぼす害悪に対処しようとする機運が強まっている。機関間常設委員会は2月、安全保障理事会に声明を送り、一般市民に対する制裁の人的悪影響に関する懸念を表明するとともに、これを最小限に抑える措置を講ずるよう促した。シエラレオネに対する最近の禁輸措置と、特に近隣国がブルンジに対して課した地域的禁輸措置は、これら制裁の人的帰結の緩和に必要とされる食糧その他の物資の供給を妨げた。安全保障理事会からの要請に応じ、シエラレオネとスーダンに対する制裁措置の人道上的潜在的・実的影響について、実地評価が行われている。人道問題調整室の

委託で行われた、より人間的で効果の高い制裁管理に関する調査では、制裁の人的影響に取り組み、人道的例外の検討を促進するため、特定の措置が勧告されている。機関間常設委員会は、このための方法論を開発し、緊急に影響評価ミッションを遂行する国連の能力を向上するため、専門家グループを設置している。

131. 人道問題調整室は、情報の収集、分析および配布の強化・統合を続けている。「人道早期警戒システム(Humanitarian Early Warning System)」は、さまざまなソースから情報を収集・分析し、潜在的な危機を明らかにするとともに、これらに関する概要書および報告書を作成している。現地に拠点を置く「総合地域情報ネットワーク(Integrated Regional Information Network)」は、さまざまな国際人道援助関係者に対し、地域的観点からの情報と分析を提供している。ウェブサイト「リリーフ・ウェブ」(www.reliefweb.int)は、国連機関、国際機関、各国政府、非政府機関およびその他公共の情報源を含む、170カ所を超えるソースから得た人道関連情報の取りまとめと提供を行っている。1997年末までに、140カ国以上のユーザーが毎月、リリーフ・ウェブから平均20万件の資料を検索している。

132. 国連機関合同アピール・プロセスの改善は進んでいるものの、1998年7月半ば時点で要請されている総額20億5,000万ドルのうち、拠出誓約、受取あるいは1997年からの繰越しが行われているのは、4億7,200万ドルにすぎない。1997年9月から1998年8月までに、人道問題調整室は、10件の複合緊急事態(アフガニスタン、アンゴラ、朝鮮民主主義人民共和国、旧ユーゴスラビア、ギニアビサウ、リベリア、シエラレオネ、ソマリア、スーダンおよびタジキスタン)に関する合同アピールと、ブルンジ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ルワンダ、ウガンダおよびタンザニア連合

共和国をカバーした、大湖地域および中部アフリカに関するアピールを行った。

133. 環境的緊急事態は、その数、規模ともに、恐るべきスピードで拡大している。東南アジアでは、主としてインドネシアの大規模森林火災に起因する濃霧により、6カ国が深刻な打撃を受けた。1998年3月には、ブラジルのロライマ州でも、火災によって数千平方キロメートルの森林が破壊された。この火災は、開墾のために故意に引き起こされたものであるが、エルニーニョによる干ばつ状態により、いっそう大きく広がる結果となった。
134. 1997年9月から1998年8月にかけて発生した54件の自然災害と環境的緊急事態への対応を調整するため、人道問題調整室は、151件の状況報告書を発行し、26件の国際援助アピールを行ったが、これに対しては国際社会から、現金、現物およびサービスの形で、1億2,900万ドル以上の資金が拠出された。被災地には10件のミッションが派遣され、ニーズ評価と救援調整の援助に当たった。
135. 21世紀において、防災努力への調整のとれた支援を継続するためには、新たな国際的・国内的取極を策定する必要がある。人道問題調整室の傘下で、「国際防災の10年(International Decade for Natural Disaster Reduction)」事務局は、1998 - 99年度行動計画に着手し、過去10年間における防災政策進捗状況の評価、21世紀に向けた動向の把握、および、国際防災協力に関する将来の方向づけを行っている。

人道援助の提供

136. ユニセフは従来から、紛争下の子どもと女性に対する保健、栄養および教育サービスの提供に専心している。1998年には、援助を必要とするすべての子どもに対する平等な支援を提供するうえで人道原則を適用し、その基本的権利を保護するための努力が強化された。ユニセフはそのパートナーと協力し、人道援助に対するアクセスに問題が多い国で、これらの原則を適用するよう努めたが、こうした国の例としては、アフガニスタン、コンゴ東部、スーダン南部およびシエラレオネがあげられる。ユニセフはまた、平和維持活動局とともに、平和維持要員の市民コミュニティー全般に対する責任、および、特に子どもと女性の権利に関し、訓練パッケージを開発中である。
137. 世界食糧計画の活動の中にも、人道援助の範疇に入るものが多い。1997年における同計画の緊急援助は、紛争状況における活動が中心となり、その対象は、女性および子どもを大半とする難民あるいは帰還民および国内避難民1,910万人に及んでいる。WFPは、生命が脅かされている状況と復旧活動の両方において、食糧援助の提供を行った。さらに1997年には、干ばつと洪水の被災者1,000万人も、食糧援助の対象となった。この1年間に食糧援助の受入国となった朝鮮民主主義共和国では、構造的な農業問題が洪水と干ばつの両方によって、さらに悪化している。
138. 1997年には、十数か国において、従来型の自然災害救援活動が展開された。いくつかの非政府機関および政府との間でそれ以前に結ばれた待機取極は同年、史上まれに見る自然災害の頻発による需要の高まりに対応するという試練にさらされた。1997年には、

サヘル地域と南部アフリカについて、エルニーニョ現象による干ばつの可能性に備えるため、大規模な緊急対応計画策定の作業が行われた。

139. この1年間におけるもう一つの深刻な悩みの種は、紛争下で活動することも多いWFP職員の安全確保であった。1997年には、7名の職員が活動中に命を落としたほか、1998年にも、すでに7名が死亡している。
140. UNDPは、典型的な開発活動と資金援助に加え、人道援助と復旧・復興の橋渡しを行う、特別の開発活動にもかかわっている。特殊な開発状況にある国々には、UNDPのコア資金の5%が割り当てられており、これらの活動はこの資金を利用して行われている。UNDPは1997年9月以来、国連による地雷対策活動および政策開発のための機関横断的作業に参加したほか、地雷および不発弾のもたらす社会経済的帰結に取り組む責任を担っている。
141. 私は1997年10月、安全保障理事会決議986（1995）によって設立された「食糧購入のための原油輸出(oil-for-food)」プログラムに関連するすべての事務局活動を一本化するため、「イラク・プログラム室(Office of the Iraq Programme)」を設置した。これは、イラクが制裁関連決議を履行するまで、イラク国民の人道上のニーズを充足するための暫定的措置である。安全保障理事会はイラクに対し、原油を輸出し、その収益の三分の二を人道物資購入に当てることを認めた。このプログラムにより、食糧、医療物資および農業に必要な投入財、水および衛生設備、電力、ならびに、最近では石油産業用スペアパーツの購入が可能になっている。私は1998年2月、プログラムの大幅な拡大を勧告したが、これを受けた安全保障理事会はイラクに対し、6ヶ月間の原油売却額を、それまでの3期における20億ドルから52億5,600万ドルまで増大

させることを認めた。しかし、石油価格の大幅な下落と輸出能力の制約により、今期の原油売却額が30億ドルを越える可能性は低い。したがって、食糧、医薬品、および、原油生産の維持に不可欠なスペアパーツに必要な資金が手当てされることを確保する必要がある。

難民の援助

142. 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の推計によれば、難民、国内避難民およびその他の戦争被災者の総数は、1997年中に30万人程度減少し、同年末には2,230万人となっている。この数字には、難民1,200万人、亡命希望者95万人、再統合初期にある帰還民350万人、ならびに、国内避難民および大半が戦争で被災したコミュニティ出身のその他の人々590万人が含まれている。1997年中にUNHCRのプログラムにより、あるいは、自力で帰還した難民の数は、総計で約90万人に上っている。しかし、難民たちが帰る場所は、紛争直後の脆弱あるいは不安定な状態にあって、まだその渦中にあたりることが多い。旧ユーゴスラビアでは、地域の内外で依然として180万人の人々が避難を続けており、UNHCRは引き続き、その対応を迫られている。コソボでの紛争と、クロアチアのドナウ川地域で続く緊張状態により、これらの地域を逃れる人々を援助するため、UNHCRのプレゼンスが再び必要となっている。
143. 西アフリカでは、ギニアビサウとシエラレオネの情勢不安により、近隣国に難民が流出しており、ギニアは現在、アフリカでもっとも多く難民を抱える国の一つとなっている。同地域では、

紛争後の平和建設活動も行われており、リベリアでは、復旧プロセスも開始されている。1997年7月から1998年7月にかけて、UNHCRは、ほぼ5万3,000人の難民が同国へ帰還する援助を行っている。大湖地域での難民発生の原因への取組みと、その解決の推進を図るため、UNHCRとアフリカ統一機構は5月、カンバラで会議を開催し、各加盟国の安全保障上の懸念を考慮しながら、難民の保護を図る方策を中心とする話し合いを行った。会議では、人道援助と長期的な再建・開発の複雑で困難な関係についても、取組みがなされている。

144. 難民および帰還民の再統合と社会復帰のニーズに取り組む上で、UNHCRは大きな課題に直面している。しかし、資金不足により、その死活的な活動の規模縮小、および、場合によってはその停止が余儀なくされるのではないかと、という懸念が広がっている。この懸念は特に、アンゴラ、ルワンダおよびリベリアでの活動について当てはまる。
145. 人道援助と開発活動を組み合わせることにより、国連パレスチナ難民救済事業機関は、ヨルダン、レバノン、シリア・アラブ共和国、ならびに、ヨルダン川西岸およびガザ地区のパレスチナ難民350万人に対し、救援および社会サービスの提供を続けている。しかし、1993年以来の慢性的な資金不足により、総額3億1,400万ドルの1998年度予算は6,200万ドルの赤字となっていることもあり、同機関のサービスの水準は低下を続けている。
146. 国連とそのさまざまな救援機関は、多くの場合、ほとんど克服不可能な政治的・物理的困難と、厳しい資金的制約に直面しながら、国際的な人道援助努力を主導している。天災と人災に起因する惨禍を緩和する鍵は、これらの人道援助努力を、政治、経済および開発の分野で行われている努力と結び付けることにある。国

連機関と国連システム外の機関の効果的な活動調整は、この作業の核心をなすものである。

4. グローバリゼーションへの対応

147. 厳密に地理的な意味からすれば、グローバリゼーションに目新しいものはほとんどない。世界的規模で相互連関性を有する人間の活動は、数世紀にわたって続いてきている。しかし、現代のグローバリゼーションは、全く新しい姿を持っている。例えば、一つの自動車モデルの生産、あるいは、ある金融商品の地球的取引は、物理的に多くの国にまたがって行われることがある。こうした分散的な活動は、あたかも一カ所で行われるかのように機能し、リアルタイムで接続され、自らの全体的論理に従って実行される。こうした論理は、単一の企業体によって決定されることもあれば、コンピュータ画面および電話での数千件に上る個別の売買注文によって決定されることもある。また、人口力学は、土地利用およびエネルギー消費のパターンとともに、局地的およびサブ地域的生態系に、常に影響を与えてきた。今日、このような人間的要因は、オゾン層破壊、地球温暖化、生物多様性の減少などを通じ、地球の生態系全般にますます大きな影響を与えている。さらに、企業による財・サービスの国境を越えた生産を可能にしている技術進歩と開放的国境は、テロリストのネットワーク、犯罪組織、薬物密売人および資金洗浄者に対しても、世界を股にかけた活動の展開を可能にしている。
148. このようなグローバリゼーションの新たな側面に対しては、国連およびその他の国際機関による多角的な取組みが必要である。

経済的側面

149. 国連は、その他の国際機関と協力し、世界経済のより効果的かつ衡平な作用を可能にするため、規範的、法的小よび制度的枠組の強化を図っている。これらの枠組は、安定性と予見可能性を確保し、後発開発途上国をはじめとする世界の全地域に対して、世界経済拡大の恩恵を与えるために、不可欠なものである。今日の国際経済政策上の検討事項には、1940年代後半に戦後の経済秩序を管理するルールが策定されたときには想像もつかなかった、複雑な問題が多く含まれている。
150. この1年間においては、アジア金融危機が悪化し、これが現在ではあらゆる地域に影響を与えている。この危機は、東アジアに厳しい、長期に及びうる社会コストを課しているため、規制のない金融市場の活動について、重大な懸念が生じている。この危機でもっとも大きな影響を受けるのは、社会的弱者であり、同地域で長年にわたって積み重ねられた貧困緩和の成果が台無しになる危険性が、現実のものとなっている。
151. 早くも1993年には、国連の『世界経済概況(World Economic Survey)』が、移動性の大きい資金を大量に受け入れている開発途上国が多いことについて、懸念を表明している。『1997年貿易開発報告(Trade and Development Report, 1997)』も、東アジアにおける動向について警鐘を鳴らした。危機が発生する以前から、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)は、金融部門の長所、弱点、および、その管理改善に必要な治療的措置を明らかにするため、国別の調査を委託した。ESCAPがアジア開発銀行、国際通貨基金および世界銀行との協力により開催した会合、ならびに、

経済・社会問題局が地域委員会との協力により開催した会合では、この危機への可能な対応策が話し合われている。

152. 1998年4月18日の特別ハイレベル会合において、経済社会理事会は、このような危機を防止する措置、あるいは、予防戦略が失敗した場合にその影響を抑制する措置、および、より幅広い「国際経済安全保障(international economic security)」を達成する措置について話し合った。この会合で取り組まれた問題としては、国際金融セクターの全般的な健全性と存続可能性、債務者と債権者の関係、および、貧困根絶と開発という重要目標を達成する方法があげられる。ここで見られた前向きな討議は、現在よりも包括的な危機回避へのアプローチに向けた動きと、国連とブレトンウッズ機関の協力強化に対する、参加者の関心を反映したものと見える。

153. 眼前の危機よりも先を見通して、1998年の経済社会理事会ハイレベル協議は、グローバリゼーションの文脈における市場アクセスに焦点を当て、ウルグアイ・ラウンド以降の動向が、開発途上国および後発開発途上国にどのような影響を与えているかについて話し合った。経社理ではじめて採択された閣僚コミュニケは、世界貿易機関を通じた貿易自由化努力の強化の必要性と、これと関連して、開発途上国への技術援助を拡大する必要性を協調した。総会は1998年9月、グローバリゼーションと相互依存の社会的・経済的影響、および、その政策面での意味合いに関し、初のハイレベル会合を開く予定である。

環境的側面

154. 国際協力は、人間の活動の環境に対する潜在的悪影響を食い止め、後退させる上で、重要な役割を果たさなければならない。この努力の中心的主体となるのは、持続可能開発委員会と、新たに強化された国連環境計画である。
155. 持続可能開発委員会は今年、持続可能な開発戦略策定における産業の役割について、特に関心を持った。委員会は、国連の政府間協議としてははじめて、各国政府、民間セクター、労働組合および市民社会組織が平等の立場で参加する、政策対話を実施した。その結果、環境的・社会的に責任のある事業慣行と投資の促進を目指す自発的イニシアチブに関し、多方面の関係者を交えた再検討を行うという合意が得られた。このような会合は、委員会の会期において定期的開催されることになっている。
156. 1997年6月の「リオ+5」特別総会では、予防措置を講じなければ、2025年までに、世界人口の三分の二が水不足と水質問題に直面しうるとする調査の検討が行われていたが、1998年には、適切な政策的対応を明らかにするため、一連の国際会合が開かれた。その一方で、持続可能開発委員会の「森林に関する政府間フォーラム(Intergovernmental Forum on Forests)」は、1997年9月の第1会期において、森林とその資源の持続可能な開発に関し、拘束力を持つ条約制定の可能性を模索することを含む、3ヵ年作業計画を採択した。
157. この1年間には、「国連気候変動枠組条約(United Nations Framework Convention on Climate Change)」議定書に関する交渉も行われた。先進国について個別に、法的拘束力のある温室ガス

排出削減数値目標を特定するこの議定書は、グローバリゼーションに伴う重大な環境問題の管理に向けた一歩である。

158. 国連はまた、国境を越えて移動する有害化学品の安全な管理の確保を目的とした、2件の国際法文書の策定においても、大きな前進を果たしている。うち1件は、生物体に蓄積され、ガン、生殖機能障害、中枢・抹消神経系統の損傷および免疫系統の病気を引き起こし、乳幼児の発育を妨げる可能性のある、残存性有機汚染物質に関するものである。このような12種類の汚染物質の放出から生じるリスクを軽減するため、UNEPは、拘束力をもつ国際法文書策定に関する交渉に着手している。交渉委員会の第1会期は、1998年6月から7月にかけて開催された。
159. 2つめの文書は、有害化学品と殺虫剤の取引に関するものである。2年間の交渉の末、1998年3月には、このような取引について事前のインフォームド・コンセントを義務づける、法的拘束力を持つ条約案が策定された。同条約は、この危険性の高い取引に関する情報を入手・配給する手段を提供するとともに、輸出国と輸入国の責任共有を促進することになる。1998年9月には、条約採択のための外交会議がオランダのロッテルダムで開催予定である。
160. 200人を越える科学者、および、国際審査員団との協力の下、世界気象機関とUNEPは共同で、オゾン層破壊に関する最新の科学的評価を行った。評価報告書は、「オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書(Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer)」が完全に実施されれば、来世紀中頃までに、地球を保護するオゾン層を完全に回復することができるとしている。また、報告書によれば、大気中のあらゆるオゾン層破壊化合物の総量は、1994年にピークに達し、現在は徐々に減少し

ている。1994年に行われた前回の評価と同様、今回の評価報告書も、オゾン層破壊物質の使用を段階的に撤廃するための国際協力の指針となるべき、科学的なコンセンサスを提供している。

161. 生物多様性の分野では、「生物安全性に関する開放型アドホック作業グループ(Open-ended Ad Hoc Working Group on Biosafety)」が、この1年間で3回の会期を開催し、「生物多様性条約(Convention on Biological Diversity)」の生物安全性議定書に関する交渉の基盤作りを続けた。地球環境基金は、開発途上国と経済体制移行国に生物安全性に関する援助を提供する、UNEPの試験プロジェクトへの資金提供に合意した。
162. 地域的国際機関は、環境面で重要な役割を果たし続けている。例えば、残存性有機汚染物質に関する交渉委員会は、全世界的行動の基盤として、欧州経済委員会(ECE)が制定した議定書を利用することで合意している。同様に、ECEの枠組において採択された、自動車に関する地球的技術基準を開発するための国際協定は、高度な安全・環境基準を満たす車の生産につながるものと見られる。

「非市民」社会

163. 電子通信の世界的な広がりや、地球的な市民社会の萌芽に貢献している。こうした市民社会の出現は、環境、開発、人権および平和に関連する問題に重点を置く非政府機関の増大に、もっとも如実に表れている。しかし残念なことに、地球的市民社会の出現を可能にした諸力は、「非市民」要素の国際化にも手を貸している。
164. 多くの国では、国際的な連携を持つ犯罪組織や麻薬密売シンジ

ケートが、政府と国民の双方にとって、大きな脅威となっている。1998年6月には、世界薬物問題とこれに関連する脅威を検討するための特別総会が開催された。特別総会では、需要と供給双方の削減に同様の優先度を置き、薬物製造用作物を栽培する農民に代替的作物生産の機会を与えるという、薬物統制に対するバランスの取れたアプローチこそが、もっとも適切な政策であるとのコンセンサスが形成された。

165. 特別総会の活動面におけるフォローアップには、主要な国際金融機関が関与することになっている。また、これにより、国連薬物統制計画（UNDCP）には、組織犯罪対策の効果を高め、不法薬物の供給を削減するために、各国を支援する手段が与えられることになる。同計画は、薬物取引パターンの変化を監視・分析し、その他の機関の執行専門家との連絡を保つとともに、各国政府に対し、その国境管理と薬物探知能力を高めるための援助を行っている。UNDCPはまた、マネー・ロンダリングに対する認識を高め、実効性のある国内法の採択と執行を奨励し、警察、検察官、裁判官および金融規制担当者の技能、ならびに、金融犯罪手法の急激な変化に対応するその能力を向上させるため、全世界的な訓練・技術援助プログラムの開発も行っている。
166. 同計画はまた、「国際マネー・ロンダリング情報ネットワーク（International Money-Laundering Information Network）」の一部となっている、世界のマネー・ロンダリング対策法および手続の概要書「マネー・ロンダリング対策国際データベース（Anti-Money-Laundering International Database）」、ならびに、国際機関およびその他関係者による情報交換を目的とした図書館およびフォーラムの管理も行っている。UNDCPはさらに、国際犯罪対策に関与する他の国際機関とのデータ共有のために、世界的なシステムを確

立している。例えば、UNDCPのデータベースは、国際刑事警察機構および国際関税機関と接続されている。地域レベルにおいて、同計画は、近隣国の法律執行当局の間で、地域特有の問題とその対処方法に関する話し合いを行わせている。薬物生産国では、各国政府および農村コミュニティとの協力により、合法的な代替作物への転換促進と、持続可能な農業関連産業部門の育成も図っている。

167. 総会はこの1年間において、テロの脅威に対抗するための重要な行動を起こした。1997年12月、総会は「テロ爆撃の制圧に関する国際条約(International Convention for the Suppression of Terrorist Bombings)」を採択した。今後は第6委員会において、核を用いたテロ行為の制圧に関し、国際条約の検討が行われる予定である。

168. 相互関係を強める世界では、善悪両方の諸力が、同じスピードと簡便性をもって行き交っている。グローバリゼーションは、人々の生活を向上させる巨大な潜在能力をもつ一方で、これを混乱させ、さらには破壊する危険性をも秘めている。その包括的な浸透力を受け入れないものは、置き去りにされてしまうことも多い。私たちの任務は、これを防ぎ、グローバリゼーションが万人にとって進歩と繁栄と安全をもたらすようにすることである。私は国連に、この努力の先導役を務めさせる所存である。

5. 国際法秩序の強化

169. 国際秩序を法的規範と規則に基づいたものとするべきであるという考えは、脆弱で断片的なものではあるが、着実に支持を増やしている。取引法体系の拡充と、その他の規則に基づく枠組により、世界市場の拡大が可能になっている。多国間条約の中には、軍備管理や軍縮はもとより、地球市民全体に関連する問題に取り組むものもある。国連は、人権の定義と保護について、独自の役割を果たしている。事実、世界人権宣言採択50周年に当たる1998年には、この分野における私たちの責任が、これまで以上に認識されている。
170. したがって、1998年に「ローマ国際刑事裁判所規程 (Rome Statute of the International Criminal Court)」が採択されたことは、時宜に合ったことといえる。ローマ会議は、国際社会全体がもっとも懸念する犯罪、すなわち、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および侵略罪を対象とする恒久的裁判所の設立という、長い間国際法体系の空隙と考えられてきた課題の克服に成功したのである。

人権擁護体制

171. 人権の由々しき侵害は、引き続き懸念材料となっているものの、幸いなことに、多数者の利益は少数者の権利侵害によって推進されうろという幻想は、今世紀末において、以前よりもはるかに縮小している。個人の権利が保護されなければ、社会全体が被害を

受けることになる。しかし、内戦や経済的、社会的あるいは文化的剝奪状態、さらに多くの場合にはこれらの組み合わせにより、個人の自由の意義は大きく損なわれている。

172. 私はこのため、人権の推進がその他の国連活動とは別個に取り扱われてはならないことを、繰り返し強調してきた。人権の擁護はむしろ、国連活動全体、特に、紛争防止から紛争後の平和建設およびそれ以降に至る活動のあらゆる段階を貫く、共通の要素なのである。人権擁護機関は、早期警戒・予防活動に関与しており、私たちの危機への対応には、人権的配慮がますます多く取り入れられている。私たちは、平和維持および人道活動への参加者全員に人権訓練を行うことと、現地での補完的人権活動に一層強固な財政基盤を与えることを目標としている。人権保護に関する国内的インフラの整備あるいは再構築は、紛争後の平和建設という理念全体の核心をなすものである。私たちはさらに、各国が平和建設の段階を終えた後も、人権擁護機関への支援を継続する所存である。人権と国際的平和・安全の間の不可欠な連関については、より幅広い理解が得られるようになっている。大規模な人権侵害は、単に内戦や民族紛争の産物であるばかりでなく、このような紛争の重大な原因でもある。

173. 国連はこの1年間において、人権に基づく開発アプローチの実践を開始した。このアプローチは、各国および国際機関に対し、開発に対する考え方の方向性を変える手助けを行うものである。国連開発計画は、開発の権利を基本的目標として、人権尊重の促進を開発援助の中心的要素として、それぞれ指定している。ユニセフも同様に、「児童の権利に関する条約」をその活動の指針として利用している。

174. 人権に基づく開発アプローチは、単に人間のニーズあるいは開

発上の要件という点だけでなく、個人の不可譲の権利に対応する社会の責任という観点からも、状況を捉えるものである。このアプローチは、慈善ではなく権利として正義を要求する力を人々に付与するとともに、コミュニティに対し、必要な場合に国際援助を要請する道徳的な基盤を与えている。

175. 1998年6月26日、国際社会ははじめて、「拷問の犠牲者を支援する国際デー (United Nations International Day in Support of Victims of Torture)」を迎えた。「拷問の犠牲者のための国連自発的基金 (United Nations Voluntary Fund for Victims of Torture)」は、拷問の犠牲者を助ける機関に人道支援を提供しているが、その対象となる機関の数は年毎に増大している。各国政府からの拠出金の大幅な増加により、基金は1998 - 1999年度において、全世界の拷問犠牲者約6万人を援助するおよそ100の機関に対し、医療、心理、社会、財政および法律面での援助として、400万ドル以上を供与することになっている。この極めて重要な活動を推進するため、私は「拷問、その他の残酷、非人道的もしくは屈辱的な処遇および処罰を禁止する条約 (Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)」を批准していない国に対し、その批准を求めるものである。

国際法廷

176. ハーグの旧ユーゴスラビア国際法廷とルワンダ国際法廷の2つの臨時国際法廷は、国際司法機関が実効性を発揮しうることを立証した。
177. 事実、これらの裁判は歴史的に大きな重要性を持っている。ル

ワンダ法廷は、ジェノサイド罪を専門に取り扱う初の国際法廷であり、ジャン=ポール・アカイエスと、有罪を認めた元ルワンダ首相ジャン・カンバンダに対する判決は、ジェノサイド罪に対する国際裁判所としては初の判決となった。この法廷と、これに対する国際的な協力がなければ、両名およびその他の被告（全員がルワンダを脱出している）は、ほぼ間違いなく裁きを逃れていたであろう。

178. 1998年8月現在、2つの国際法廷はほぼ100名の被告に対する公訴を行っているが、その内訳は、旧ユーゴスラビア国際法廷が60名、ルワンダ国際法廷が36名となっている。旧ユーゴスラビアについては、拘留中の被告が28名、審理中の裁判が5件、有罪判決を受けた被告が2名となっている。ルワンダについては、31名の被告が拘留中であるが、その中には、カンバンダ元首相、5名の元閣僚およびその他の政府・軍部高官に加え、同国におけるジェノサイド首謀者と目される多くの人物が含まれている。
179. 国際法廷の仕事量の大幅な増大に対処し、裁判プロセスの不当な遅延を防ぐため、両法廷の能力が拡充されているほか、増員のための新判事選任も近々行われる予定である。

国際刑事裁判所

180. 7月17日、50年間の期待と失望、および、159か国の代表による5週間の討議を経て、「国際刑事裁判所設立に関する国連会議 (United Nations Conference on the Establishment of an International Criminal Court)」は、ローマ規程を採択した。その目的は、10万人の殺害よりも1人の殺害を裁くほうが簡単である

ような、世界的な不処罰の風土を終焉させることにある。規程策定プロセスには、200以上の非政府機関が参加したが、この数は、法律策定会議への市民社会の参加規模としては最大のものである。

181. 裁判所により広範な権限を付与することを望む向きも多かったが、ここで作られた突破口を過少評価すべきではない。規程によれば、規程締約国はジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および侵略罪について、裁判所の司法管轄権を受け入れることになっている。
182. 私たちは、人権と法の支配の名において、画期的な一步を踏み出す機会を目の前にしている。現在の重要課題は、各国に規程の批准と実施を促すことである。規程は2000年12月31日まで、署名のために開放されている。この時までには、加盟国の大半が署名と批准を終え、裁判所が疑いのない権威とできる限り幅広い司法管轄権を備えていることを、私は切実に望んでいる。
183. 国連は主権国家の集まりであるが、国連が保護・推進すべき権利は、人々の権利である。したがって、あらゆる個人は、人権の理想の擁護を助ける責任を負っている。国際刑事裁判所の設立において市民社会の果たした役割は、この理想を信じる人々が達成できる成果を、如実に示す例といえる。私たちをローマへと導いたのが人々の声であるなら、来るべき世代に希望を与えるこの贈り物を手渡すのも、人々の声なのである。

6. 変革の管理

184. 国連は大規模かつ雑多で、極めて複雑な組織である。その多くの活動を管理し、そのメッセージを伝達することは、死活的な課題といえる。もっとも困難な改革努力の多くが、この分野に関するものである。新たな千年紀に私たちの任務目標を達成するためには、その成功が絶対に不可欠である。

コミュニケーション文化の創造

185. コミュニケーションを戦略的組織管理の中心に据えることは、国連の継続的な再活性化にとって重要である。この再活性化の目標を明確に理解させるためには、国連全体にコミュニケーション文化を浸透させなければならない。こうした文化を対応する制度的取極によって支援すれば、国連は世界の人々と、より一貫した力強いコミュニケーションを図ることができよう。
186. 私が昨年任命したハイレベル・タスクフォースは、新たなコミュニケーション戦略を提案しているが、その実施を指導するのが広報局である。この戦略は、国連、メディア、および、市民社会の幅広い部門の間の連携強化を主眼としている。この戦略を実施する上では、国連の話を伝え、その成功にスポットを当てる、新たな方法の模索が必要となる。これを目指して、広報局とその他の事務局部局は共同で、国連活動のニュースになる側面を重視した情報キャンペーンを企画・実施している。広報局内には、戦略的コミュニケーション計画グループが設置され、目標と戦略の設定、

ならびに、メディア、非政府機関、学術機関、財界および青少年との接触に関し、担当事務次長を援助している。

187. あらゆるメディア関連活動にはスピードが要求されることから、国連の全世界的パートナーシップを強化する上で、インターネットは不可欠なツールとなっている。インターネットはまた、多くの新たな聴衆にもアクセスを提供している。今後、国連のウェブ・サイトでは、ラジオ・ニュース速報を含め、より多くの視聴覚資料が搭載され、国連の専門家とのオンライン討論も行われるほか、国連の刊行物および資料の販売・マーケティングも促進されることになっている。
188. その内容と使いやすさにより、数多くの専門家賞を受賞している国連ウェブ・サイト(www.un.org)は、公用6か国語すべてをカバーするように拡大されている。1997年に4,000万件を越えたウェブ・サイトへのアクセスは、1998年にはさらに2倍以上に増える見込みである。最近ローマで開催された「国際刑事裁判所設立に関する国連会議」に関して設置されたウェブ・サイトは、メディア、および、この問題を詳しくフォローしていたその他の人々に対し、即座にニュースおよび映像資料を提供した。最初の2週間で、ウェブ・サイトへのアクセスは38万件を越えている。
189. 国連活動のあらゆる側面で高度な通信・電子出版技術を活用する努力の一環として、国連広報センターおよび広報サービスは、事務局とはもちろん、相互にも接続されており、国連のニュース、文書および参考資料への安価な即時アクセスが可能になっている。広報センターの中には、地元の利用者向けに、独自のウェブ・サイトを創設しているものもある。その一方で、広報センターのUNDP現地事務所との統合も進んでいる。
190. 広報局の印刷物と視聴覚資料は、内容、スタイルおよび発行時

期の点で、メディア配給者のニーズの変化に対応できるようになっている。これもまた、国連ウェブ・サイトでのラジオ・テレビ番組の提供と、全世界的な国連活動のデジタル写真および印刷物の迅速な掲示に負うところが大きい。現在は、国際ラジオ放送サービス創設の可能性が検討中であるが、これが実現すれば、国連システム全体で、特に平和維持活動および緊急人道援助活動を支援する、費用効果的な情報伝達が可能となる。

191. インターネットは膨大な機会を提供するものではあるが、思想と意見を広めるためにもっとも影響力のある媒体は、依然として印刷物である。広報局の刊行物については、読者アンケートを通じ、恒常的な見直しと改善が行われている。具体的には、『国際連合の基礎知識(Basic Facts about the United Nations)』が読者に読みやすいように改訂されたほか、『UN Chronicle』は、重大なニュースの伝達だけでなく、活発な意見交換と討論の場として生まれ変わった。また、『Development Business』は、世界銀行との協力により、『Development Business Online』を発足させた。国連刊行物の売り上げは増大を続け、国連活動の中でも稼ぎ頭となっている。
192. 若者の関心を喚起することは、国連の存在意義を確保し続ける上で不可欠である。広報局は、教育と若者を特に重視し、ガイド・ツアー、刊行物および教員・学生向けのワークショップに加え、「国連学生デー(Students Day at the United Nations)」、人権デーにおける若者指向のプログラムなどの特別イベントを行っている。広報局のオンライン教育プロジェクト「サイバースクールバス」は、60か国以上の数千人の学生に利用されており、国連ウェブ・サイトの中でもっとも人気のあるサイトとなっている。
193. 国連に対する世界的世論の支持を高めるため、広報局は、非政

府機関と密接に協力している。同局はまた、研究・学術機関、民間セクター、青少年団体および世界のコミュニケーションリーダーとの接触も拡大させている。国連と非政府機関のパートナーシップ樹立50周年を記念して1997年9月に開かれた、毎年恒例の広報局・NGO会議の際には、61か国から1,800人以上の参加者が国連本部に集まった。1997年11月の第2回「国連世界テレビ・フォーラム(United Nations World Television Forum)」には、著名なテレビ出演者も数多く参加し、実りある専門的対話の機会が生まれた。

行政と管理

194. 管理局は引き続き、任務追求・結果志向型の組織の創出に重点を置いているが、このためには、人的資源と国連プログラムの管理改善が必要である。
195. 管理局は昨年、多種多様なイニシアチブを実施した。プログラム管理官は、義務づけられたプログラムの実施を強化し、加盟国に対するサービスを向上させ、予算の制約の中で各プログラムを実施する方法を明らかにするため、管理の見直しを行った。
196. 今後は、インプットや手段となる措置の重視に代わり、国連が結果面で何を達成しようとしているのかという点が、より強調されることになる。結果指向の予算により、これまで弱かったプログラム計画 予算策定 監督 評価というサイクルの一体性が強化される予定である。評価調査は、結果の達成度を明らかにすることにより、加盟国がプログラムおよびサブプログラムの妥当性と継続的価値に関して決定を下す手助けを行うことになる。
197. 事務経費を減らし、資源の再配分を行えば、経済・社会分野で

の革新的活動に用いられる「開発勘定」に資金が生まれる。このため、国連の事務手続には批判的な再検討が加えられているところである。特に留意すべき点としては、手続の簡素化と合理化、プログラム管理官への権限委譲による事務重複の削減、国連事務の完全電子化、事務局機能の近代化、および、有用性を失った活動の停止があげられる。

198. 1998 - 1999年度プログラム予算では、1,000人近くのポストが廃止されている。3つの局が1つの統合されたほか、1つの局は独立機関として生まれ変わった。これに加えて、私が設立した人的資源タスクフォースは、国連が直面する重大な人的資源課題の本格的な再検討を行った。タスクフォースの勧告は、国連がその人的資源ニーズをより効果的に評価する能力を向上させ、職員採用プロセスを大幅に迅速化し、キャリア計画策定を改善するとともに、職員の技能を需要の変化に対応させる継続的な職員研修プログラムを確立することになる。結果指向で高性能の組織を作るためには、人的資源への投資を増大させる必要がある。事務局全体のあらゆるレベルの職員を対象として、焦点を絞った学習・育成プログラムが行われている。結果指向の職場環境を作り出そうとする私たちの努力において、「業績評価システム(Performance Appraisal System)」などのイニシアチブの変更は不可欠である。
199. ニューヨークのあらゆる国連常駐代表部は、インターネットを通じて国連に接続されているため、国連ウェブ・サイトと光ディスク・システムの全資料にアクセスできるようになっている。ビデオ会議は、オンラインのバーチャル会合によって補完されているため、移動の必要性が少なくなり、会合の手配に柔軟性を与えている。全面的に電子化された文書管理システムとその他のソフトウェアは、事務環境のペーパーレス化を促進している。国連の

電子化に向けたこの動きは、今後も拡大される予定である。

200. 管理改革の定着・推進を図る上で、管理局は多くの課題に取り組まなければならない。最初で最大の課題は、全職員の改革イニシアチブに対する全面的な支持と参加を取り付けることである。移行期間における管理局の重要課題は、職員の能力、生産性および意欲の維持のために、十分な時間と資源の投資を保証することになる。したがって、十分な職員育成機会と魅力的な勤務条件を確保しなければならない。私の管理改善イニシアチブに対する加盟国からの継続的支援は、これに関する事務局の努力を大いに促進することになる。なぜなら、プログラム実施における柔軟性、管理イニシアチブおよび対応的調整に対する加盟国の支援は、管理改革の実施と義務づけられた任務の遂行を加速するからである。

201. この1年間における国連の財政状況とその見通しは、ひいき目に見ても現状維持に留まった。通常予算に多額の赤字が見込まれることから、1998年の国連の現金準備額は、これまでと同様に減少を続け、1997年末の6億6,900万ドルから、5億7,700万ドル程度にまで落ち込むものと見られる。分担金の未払額に大きな変化は見られなかったが、それまで早期に支払いを行っていた国が支払いを遅らせるケースが増えていることから、支払パターンはさらに悪化している。このため、利用できる現金が減少し、負債額が現金残高を超過している。平和維持活動が縮小していることから、今後については、通常予算の現金不足を平和維持勘定で賄い続けられるとは限らない。このように、国連の脆弱な財政状況は、さらに弱められている。

法務

202. 法務室は、事務総長、事務局およびその他の主要な国連機関、ならびに、加盟国に対し、集中的な法務サービスの提供を続けている。法務室が事務局を務める国際法委員会と国連国際商取引法委員会の2つの委員会をはじめ、立法プロセスに関与する数多くの機関には、法律調査サービスが提供された。また、多数の法律作成機関・会議の会合についても、法務援助が提供されている。
203. 法務室は、国連軍事要員派遣規則と国連職員・要員行動綱領の策定に関する指令書を含め、数多くの法律文書案の作成に参加した。また、「対人地雷に関するオタワ条約」および「国連気候変動枠組条約京都議定書」など、多くの条約および国際法文書の案文作成についても、助言が提供されている。
204. 法務室は、立法過程終了後においても、「国連海洋法条約 (United Nations Convention on the Law of the Sea)」の規定実施、および、同条約に沿った追加的国際法文書の交渉に関し、各国に助言を行った。
205. 国連とその他の国際機関の間でも国際協定が締結されているが、法務室はその準備と案文作成についても、援助を提供している。このような例としては、化学兵器禁止機関(Organization for the Prohibition of Chemical Weapons)との関係協定、および、包括的核実験禁止条約機構準備委員会(Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization)の暫定事務局との協力協定案があげられる。法務室はさらに、国連と受入国の兵力地位協定の締結にも、援助を行っている。
206. 法務室のもう一つの重要な活動として、契約、リース、および、

国連が関連するその他私法上の取引に関する交渉があげられる。法務室はまた、国連調達手続の大幅な改革を考案する上で、不可欠な役割を果たしたほか、平和維持活動から生じる第三者請求に関し、制限的責任体制を開発した。平和維持活動に起因する商業的請求をはじめ、国連がいずれかの当事者として関与する請求の解決については、法務室が国連全体の代理を務めている。

207. 法務室は、2つの国際法廷において、国連の代表を務めた。うち1件は、国連ルワンダ支援団元司令官のルワンダ国際法廷への出廷に関するものであった。もう1件は、旧ユーゴスラビア国際法廷での審理過程でなされた、国連文書の閲覧要請に関するものである。
208. 国連機関に対しては、国際紛争の解決においてそれぞれの役割を遂行する上で、助言が提供されている。例えば、ロッカビー事件から生じた継続的な問題の解決策を考案するために、私がスコットランド法体系の調査を要請した専門家グループには、法務援助が提供された。さらに、国際海洋法裁判所など、非国連機関への援助も行われている。
209. 国連の活動が適切な法的限度内で行われることを確保するための法律文書も作成された。武力紛争の事態において国連軍に適用される、国際人道法の基本的原理と原則に関する事務総長速報案の作成は、その一例である。
210. 法務室は、「国連海洋法条約」に対する理解を促進することで、その一貫した効果的な適用を確保するために改編された、新情報プログラムの実施に着手した。法務室の出版プログラムも大きく改善されている。いくつかの定期刊行物の制作遅延は解消されたほか、国際法委員会の活動に関する分析的案内書、国際司法裁判所の判決と勧告的意見の概要、『国連司法年鑑(United Nations

Judicial Yearbook)』に掲載された法律的意见の完全索引など、新たな刊行物も発行されている。国際法に関する視聴覚ライブラリーも設置され、各国政府および教育機関への貸出を行っている。

211. 商法の改革・近代化に向けた活動が全世界で急速な広がりを見せていることから、法務室は今後1年間において、こうした活動を、国際取引法の調整、調和および統一を図る方向に導こうとしている。しかし、法務室にとってもっとも緊急の課題は、2つの国際法廷の急速な作業量増大から生じると見られる、文書およびその他証拠の要請件数増加に、公正かつ効率的に対応するための手続と実務を向上させることであろう。

プロジェクト・サービス

212. 国連プロジェクト・サービス室は、国連の機関および計画の資金提供によるプロジェクトに対し、実施・管理サービスを提供している。需要に応じた完全な独立採算制の機関として設置された同室は、企業体と同様に機能するが、その活動においては、国連憲章に体现された価値観を十分に尊重している。同室は現在、国連システム内における重要なアウトソーシング手段となっており、そのサービスに対する需要は着実に増大している。
213. 1997年、プロジェクト・サービス室は、全世界で4億6,300万ドル相当の財・サービスを提供する一方で、国際農業開発基金(IFAD)の63か国に対する1億5,100万ドルの借款供与事務を代行した。同室は、UNDPのあらゆる優先分野における国別プロジェクトについても、実施あるいは援助を行っている。契約によるサービス提供の範囲は、統治・貧困緩和プログラム、環境プログラム、

ならびに、アフガニスタン、アンゴラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、ハイチ、ソマリアなど19か国における社会復興および紛争後の平和建設イニシアチブに及んでいる。

214. 15年に及ぶ国連薬物統制計画とのパートナーシップの枠内で、プロジェクト・サービス室は、大半の薬物統制プログラムの実施に参加を続けている。その他、政治問題局、人道問題調整室、平和維持活動局、国連人権高等弁務官事務所、国連難民高等弁務官事務所などの国連機関との間にも、新たなパートナーシップが形成されている。政治問題局に代わり、同室はグアテマラ全土に機動的調査チームおよび事務所を設置し、グアテマラ和平協定での合意にしたがい、真相究明委員会による人権侵害に関するデータベースの作成を可能にしている。同室の地雷行動班は、クロアチアとイラクにおける地雷除去プログラムの策定・管理を援助しているところである。
215. 国連プロジェクト・サービス室は3年連続で、あらゆる事務経費をカバーし、規定レベルの準備金を維持するのに十分な所得を、実施・監督手数料によって創出することで、独立採算制原則による運営を成功させている。
216. この業績は、同室自身の改革努力の成果である。価値に見合った料金設定の導入に加え、プロジェクト・サービス室は、コストの低減と、権限分散化によるサービスの質的向上を図っている。クアラルンプール、ジュネーブおよびコペンハーゲンに事務所が開設されたほか、ナイロビとサンサルバドルには支部事務所が設けられている。1997年にアビジャンに新設された事務所は、IFAD借款による融資あるいは協調融資を受けた西・中部アフリカの農村開発プロジェクトを、当初のサービス対象としている。

説明責任と監査

217. 創設4年目を迎えた内部監査室は、私の改革プログラムに大きく貢献した。その活動の対象は、ニューヨーク、ジュネーブからナイロビ、ウィーンに至るまでの全事務所、地域委員会、および、独立して運営される多くの基金・計画に及んでいる。
218. この1年間においては、国連がその活動および改革イニシアチブにおける改善をどのように監視するかという点が、特に重視された。すべての平和維持活動の監査に加え、内部監査室は、国連難民高等弁務官事務所本部とその14か国におけるフィールド活動のプログラム運営を審査した。ハイチ、リベリアおよび旧ユーゴスラビアの平和維持ミッションの解散・終焉から学ばれた教訓は、制度化されており、UNHCRの実施パートナー（UNHCRの年間プログラム支出のうち約40%について責任を有する政府および非政府機関）の選定・監督手続も、より実効的なものになっている。
219. 管理監査は、極めて効果的な監督メカニズムとなっている。例えば、人的資源管理室の職員募集・採用プロセスの管理監査によれば、このプロセスは経費と時間のかかるものとなっているが（募集から採用までに要する期間は平均で460日）、同室は、その実務の合理化に向けて進歩を遂げている。同様に、国連本部の安全管理に関する監査によれば、この重要な任務の優先度は比較的低く、十分な人員も資金も割り当てられていない。内部監査室は、国連の建物の物理的安全を強化する追加的資金の配分と、その他多くの安全管理措置を勧告した。
220. 内部監査室が1997年に発行した、プログラムの監視と評価に関する指針は、各部局で実施すべきプログラム監視・評価の管理要

素を規定している。この指針の実施を助けるため、訓練ワークショップその他のサービスが確立されており、第1回目のワークショップは12月、ESCAPによって開催された。

221. 国連薬物統制計画と犯罪防止・刑事司法部(Crime Prevention and Criminal Justice Division)については、詳細にわたる評価が完了している。総会が3年前に採択した、平和維持活動の立ち上げ段階とUNDPに関する勧告の実施状況審査も行われた。計画調整委員会(Committee for Programme and Coordination)は、これらの報告とともに、国連部局における評価の役割強化に関する報告書を審査し、その勧告すべてに支持を表明した。犯罪防止・刑事司法部に関するプログラム管理評価も行われたが、これにより、プログラムの焦点がぼやけ、優先課題に十分な注意が向けられていないことが判明した。犯罪防止・刑事司法部は、内部監査室の調査結果と勧告を即座に受け入れた。
222. 内部監査室はまた、1996 - 1997年度の国連のプログラム実績に関する私の最近の報告書も作成しているが、この報告書は、プログラム予算で判別されたアウトプットの実施状況を反映している。報告書は、同年度においてどのプログラム活動が修正され、新しくどのような活動が開始されたかを示す一方で、プログラム活動不履行の理由も明らかにしている。財政上の制約と、その結果としての平均で13%という高い職員空席率にもかかわらず、アウトプットの点では、国連のバランスシートは極めて良好であり、義務づけられた活動の80%が実施されている。
223. 1995年8月の総会に対する報告書で内部監査室が行った勧告を受けて行われた、平和維持活動局による活動のフォローアップ審査は、フィールド運営・兵站部(Field Administration and Logistics Division)が、内部監査室によって提起された懸念に取り組むべく、

適切な強制措置を講じたことを明らかにした。

224. 説明責任の増大に関しても、内部監査局は、国連に対する数多くの横領事件を裁く上で、価値ある補助的役割を演じている。ある上級職員が絡む事件では、横領金額が約60万ドルに上ったほか、外部の請負業者が絡む事件も発覚している。
225. 来る1年間においても、内部監査局は、ニューヨークの事務局、ならびに、全世界の主要な事務所および計画に関する私の改革・再編努力を支援し続けることになっている。この努力の焦点は、ナイロビ国連事務所の再編、ならびに、職員の募集・採用と人事管理の改革、および、共通サービスの提供となる予定である。また、旧ユーゴスラビア国際法廷の包括的審査も実施予定である。
226. 要するに、国連に顧客への奉仕を可能にする上で重要な制度的インフラは、大幅な変革と革新を経験したことになる。人事政策面でまだ重大な改革を行う必要はあるものの、ほんの数年前に比べ、国連の対応力、効率および説明責任は、いずれも向上している。

7. 結論

227. 国家間の戦争という惨禍の防止は、国連の根底をなす任務の一つである。21世紀を間近に控えた今、国際社会はこの目標をほぼ達成した。しかし、国家間の戦争が比較的まれな異常事態となっても、人間の安全に対する脅威が消え去ったとは言い難い。野蛮な内戦が消えず、テロリズムは罪のない犠牲者を生み出し、エイズの蔓延は、国境を越えて人々の命を奪うのが軍隊だけでないことを日常的に証明している。開発途上地域の一部では、貧困が一種の風土病と化している。
228. 最近の経験によれば、国際的な平和と安全を追求するには、2つの戦線で補完的な行動を起こす必要がある。一つは安全保障という戦線で、ここでの勝利は恐怖からの自由を意味する。もう一つは経済的・社会的戦線で、ここでの勝利は欠乏からの自由を意味する。人間の安全と、衡平で持続可能な開発は、表裏一体をなしているのである。
229. この1年間に私たちは、グローバリゼーションの諸力が、これら目標を追求する私たちの能力を決定付けていること、すなわち、膨大な機会とともに、大きな課題がここから生まれていることを、これまでよりも明確に学ぶこととなった。グローバリゼーションは、過去に例を見ない繁栄をもたらしている。例えば、アジアの奇跡と呼ばれる経済的繁栄をもたらした市場志向型の開発戦略は、30年足らずで、数億人の人々を貧困から解放した。昨年、その同じ市場諸力は、行き過ぎた市場の「是正」を行った。これにより、GDPの絶対的な減少、貧困の拡大、飢餓、人権侵害および暴力的社会不安という、冷酷な帰結がもたらされている。

230. グローバリゼーションは、よい統治の重要性を一層高めるものであり、抑圧的体制からの経済的権力の移転に貢献すると同時に、中間層台頭のための社会的空間と、活力ある市民社会を創造することができる。その一方で、グローバリゼーションは、外部的制約のない政策手段を用いる政府の能力を低めることにより、国内および国外でもっとも困窮している人々を助けるその能力を制限しかねない。
231. グローバル市場では、経済的な財だけでなく、社会的な罪も取引される。このような例としては、大量破壊兵器の部品を含む武器の不正取引、制裁をかいくぐる手段、性的搾取を目的とした人身売買の急増、および、環境課題の累積があげられる。
232. グローバリゼーションは、経済的・社会的紐帯を広げるばかりではない。既存の文化的アイデンティティを浸食することで、分裂をもたらす差違を広げることもある。
233. グローバリゼーションがこのような複雑で潜在的に不安定な帰結をもたらすという事実は、何ら驚くべきことではない。市場は、資源の効率的配分を実現する手段にすぎないからである。市場諸力の好ましい効果を極大化し、そのマイナスの帰結を最小限に抑えるためには、市場が必要とする政治的・法的枠組を制度化し、ありうる有害な影響を防止する措置を講ずることで、これを公的権力の実効的支配下に置くことが、常に必要となってきた。市場がグローバル化しても、政府は依然として局地的な存在であり、その間の能力格差は、重要な点で拡大している。この格差を縮める上で、国際機関の果たす役割は大きい。グローバリゼーションを万人にとっての利益とするために不可欠な原理、規範および規則を作り出す行動範囲と正当性を持つものは、国連のような普遍的機関において他に存在しない。

234. したがって、今後の課題は、グローバリゼーションを後退させるという、いずれにせよ無駄な努力ではなく、そのプラスの潜在能力を活用しながら、その悪影響を管理することである。国際機関の強化は、この課題の克服に貢献しうる。
235. グローバリゼーションには、利益だけでなくコストが伴うとしても、グローバル経済から置き去りにされることのほうが、より大きな問題である。この根本的な現実がもっとも如実に表れているのが、アフリカのケースである。不健全な政策、略奪的な政治、自然災害、暴力的な紛争、先進国からの軽視という悪循環により、アフリカの大部分は地球的な発展の主流から取り残されている。私は4月の安全保障理事会に対する報告で、アフリカにおける紛争の根源と、平和と持続可能な開発を達成する方法に取り組み、アフリカと国際社会を同様に対象とする行動計画を提示した。過去6ヶ月間では、特に中部アフリカにおいて、明らかな情勢悪化が見られている。これまで、あまりにも多くの努力が空振りに終わり、清廉な統治の誓約があまりにも恒常的に破られ、民主化の約束があまりにも多く裏切られてきた。すべてのアフリカ指導者は、その任務を全うし、国民に奉仕しなければならない。そして国際社会は、アフリカが平和と繁栄の追求において今度こそ成功を収められるよう、応分の負担を行わなければならないのである。
236. 新世紀が迫り来る中で、国連は私が昨年提案した改革プログラムを推進しなければならない。また、加盟国は、自らの権限内に属する改革に、より大きな決意とエネルギーをもって取り組まなければならない。国連の制度的機構改革は、新時代に向けたその役割見直しの第一歩にすぎない。私は、この課題が千年紀総会で検討されることを期待する。私たちはすべて、自分たちに共通する目標を達成するために不可欠な手段として、そして、自分たち

に共通する人間性の唯一の表現として、活力と実効性を備えた国連を必要としているのである。

1999年6月

国際連合広報センター

東京都渋谷区神宮前5丁目53-70 国連大学ビル8階

〒150-0001 電話 (03) 5467-4451 ~ 2

グローバル化の課題

「私たちが国家共同体として直面する最大の課題の一つは台頭しつつある社会経済的諸力とグローバル化の形態をよりよく理解し、これを自らのニーズに合うように作り変え、その有害な締結に効果的な対応を行うことである。地球を一つの村にたとえた議論も盛んである。この村が地球上の私たちすべてにとって、真に望ましい場所となるためには、広く共有された価値観と原則を徹底させ、これを指導原理としなければならない」

コフィー・アナン

国際連合広報局発行

DPI/1997 - September 1998 - 20M

UN Sales No.: E.99.1.3

ISBN: 92-1-100798-4